

平成30年

# 文教委員会会議録

とき 平成30年10月29日

品川区議会

平成30年 品川区議会文教委員会

日 時 平成30年10月29日（月） 午前10時00分～午後 3時22分  
場 所 品川区議会 議会棟 5階 第4委員会室

出席委員 委員長 塚本 よしひろ 君 副委員長 鈴木 博 君  
委員 渡部 茂 君 委員 つる 伸一郎 君  
委員 南 恵子 君 委員 飯沼 雅子 君  
委員 石田 しんご 君 委員 高橋 しんじ 君

出席説明員 中 島 教 育 長 本 城 教 育 次 長  
有 馬 庶 務 課 長 篠 田 学 務 課 長  
若生学校制度担当課長 熊 谷 指 導 課 長  
大関教育総合支援センター長 横 山 品 川 図 書 館 長  
福 島 子 ど も 未 来 部 長 高 山 子 ど も 育 成 課 長  
二ノ宮児童相談所移管担当課長 廣 田 子 ど も 家 庭 支 援 課 長  
佐 藤 保 育 課 長 吉 田 保 育 施 設 調 整 担 当 課 長  
大 澤 保 育 支 援 課 長

○午前10時00分開会

○塚本委員長

ただいまより、文教委員会を開会いたします。

本日は、お手元の審査・調査予定表のとおり、議案審査、請願・陳情審査、報告事項およびその他を予定しております。

本日も効率的な委員会運営にご協力をよろしくをお願いいたします。

本日は、2名の傍聴申請がございますので、ご案内いたします。また、その中で、1名の方から録音申請が出ておりますので、これを許可します。

---

1 議案審査

(1) 第75号議案 品川区立保育所条例の一部を改正する条例

○塚本委員長

それでは、予定表1、議案審査を行います。

初めに、(1)第75号議案、品川区立保育所条例の一部を改正する条例を議題に供します。

それでは、本件につきまして、理事者より説明願います。

○吉田保育施設調整担当課長

それでは、私から第75号議案、品川区保育所条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。資料をご覧ください。

まず、1の改正理由ですが、今回は保育園の大規模改修、建て替えおよび公設民営保育園の新規開設に当たり、所在地等の変更につきまして改正するものでございます。

次に、2の改正内容です。(1)の八潮南保育園ですが、八潮わかば幼稚園とともに幼保一体施設八潮すこやか園となるために移転いたします。所在地は、八潮五丁目8番41号から八潮五丁目6番32号に変更となります。施行期日は、平成31年4月1日です。

(2)八潮北保育園ですが、現在の老朽化した施設の大規模改修を実施するため、八潮南保育園の跡地に1年間移転いたします。所在地は、八潮五丁目1番3号から八潮五丁目8番41号に変更となります。施行期日は、平成31年5月1日です。なお、大規模改修工事後、平成32年4月に移転前の場所に戻ります。

それでは、裏面になります。

(3)南ゆたか保育園ですが、現在の老朽化施設の建て替えを実施するため、旧荏原第四中学校の跡地に2年間移転します。所在地は、豊町四丁目17番21号から、豊町三丁目5番31号に変更となります。施行期日は、平成31年5月1日です。なお、建て替え工事終了後、平成33年4月に移転前の場所に戻ります。

(4)ほうさん保育園ですが、待機児童対策強化のため、旧荏原第四中学校跡地に5年間の期限を設けた公設民営保育園を新規に開設します。名称は、ほうさん保育園、所在地は豊町三丁目5番31号となります。施行期日は、平成31年4月1日です。本園は期間限定の公設民営保育園のため、平成36年3月までの運営となります。また、本園は、19時30分まで預かり保育を実施するため、品川区立保育所における時間外保育等に関する条例施行規則もあわせて変更することをご報告いたします。

旧荏原第四中学校跡地における南ゆたか保育園仮設園舎と新規に開設する公設民営のほうさん保育園との位置関係は、オレンジ色の枠に囲まれた中に記してあります。

3、新旧対照表は別紙のとおりでございます。

第75号議案、品川区立保育所条例の一部を改正する条例についての説明は以上でございます。

#### ○塚本委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等がございましたら、ご発言願います。

#### ○南委員

まず、八潮南保育園の関係で、八潮わかば幼稚園と幼保一体施設になるということなのですが、完成したときのそれぞれの定員数を教えていただきたいのと、それから八潮北保育園についても、工事が終了してもとに戻るときの定数、それと平成32年4月なので期間があと1年半ぐらいあると思うのですが、そうすると、この間の議論では、公設民営、民営化、委託をする格好でやるというふうに聞いているのですけれども、そのあたりの事業者の選定等々はどのような日程になっているのか、その辺を教えてください。

#### ○吉田保育施設調整担当課長

八潮北保育園の定員につきましては100名、八潮南保育園の定員につきましては、現在102名でございますが、それを5名減らす形で97名になるというのは以前の文教委員会のほうでもご報告しているところでございます。

それから、民営化のところでございますけれども、八潮北保育園については、平成34年から民営化いたしますので、平成32年度に業者を選定する予定としているところでございます。

#### ○南委員

幼保一体施設のほうについてなのですが、幼稚園部分と保育園部分、それぞれの定数を改めて確認したいので、別々に教えていただきたいと思います。

それと、八潮北保育園のほうは、平成32年4月に戻るということで、平成32年度、平成33年度の2年間は今のまま区立保育園、公設公営ということで保育事業を行うということでもいいのか確認が一つ。平成32年度に業者を選定する、そういう年度に入って平成34年度から民間委託になるわけですが、そうすると、保育園の子どもは新しく平成34年度の4月も含めて募集をして、0歳から5歳までのいわゆる100名定員の保育園としてそっくりそのまま民間委託になって移行していくと、そういうことですよね。そうすると、職員はどういうふうな処遇になるのか、全取っ替えになってしまうのか、ちょっとその辺が全くわからないので、今の考え方でいいですから教えていただきたいと思いません。

あと、保護者への周知がどの程度されているのか、その中でどういう意見が出てきているのか、それについても教えてください。

#### ○吉田保育施設調整担当課長

八潮北保育園の平成34年における民営化にあたり、それ以前の平成32年、平成33年は、区の保育士のいる保育園になります。平成34年以降も区立保育園として事業を委託する形で民間事業者が入ってくる予定でございます。平成34年に委託になりますけれども、平成33年度あたりに引き継ぎ保育を行いまして、平成34年から受託した事業者へ速やかに移行できるように1年間程度の猶予を考えて今のところ予定しているところでございます。

保護者への周知につきましては、平成28年度に一旦八潮わかば幼稚園を含めまして4園ほどありましたけれども、そちらのほうには説明をいたしております。特にその時点では反対等があったというこ

とは聞いておりません。

それから、八潮わかば幼稚園の定員でございますけれども、4歳児クラスが30名、5歳児クラスは32名です。民営化の際の職員の処遇ですけれども、平成33年度まで職員がおりますので、その後は通常の人事異動という形でほかの園に異動する形になります。

#### ○南委員

幼保一体施設のほうなのでございますけれども、幼稚園部分といわゆる保育園部分と、あわせて、定員が97人という理解でいいのですか。ちょっと違うのかなと思ったので、再確認で、それぞれの定数を教えていただきたいと思います。

それと、こちらの保育園、幼保一体施設についても当然保護者への説明はされていると思いますが、そこでの反応、いいも悪いも含めた反応についてもどういう状況なのかを教えてください。

それからあと、八潮北保育園のほうですが、なかなかちょっとデリケートというか、難しいかななどと思うのですけれども、平成32年4月に戻って、区立の八潮北保育園として1年間運営する、平成33年度は、平成34年度の委託を目指して、事業者の職員の方々が入って、引き継ぎ保育をするということですが、ちょっとその辺が非常に不明確ですね。どういうふうになっていくのか、引き継ぎといっても、どういうふうなスタイルで考えているのか、今までの職員と新しい民間事業者の職員が同時並行で保育に当たるのか、ちょっとその辺が、全然わからないのです。引き継ぎという言葉では、初めてのケースなので、そこはきちんと教えていただきたいと思います。

それから、職員は平成34年度からは他の保育園に異動するということなのですが、それはそれとして当然だと思うのですけれども、なかなか職員配置が厳しい中で新しいこの年度の採用はその分を差し引いた採用になるのかなと思うのですけれども、そのあたりをどういうふうに区として考えているのかを伺いたいと思います。

それから、八潮西保育園は八潮北保育園が終了してから引っ越し、改修というふうに同じようなスタイルでいく、そういうことでもいいのかどうかを教えてください。

#### ○吉田保育施設調整担当課長

八潮すこやか園の定員ですけれども、八潮わかば幼稚園は先ほど申し上げた62名、八潮南保育園で97名、幼稚園部分と保育園部分に分かれますけれども、合計で159名になります。

それから、説明会における反応ですけれども、特に先ほど申し上げたように大きな反対があったというふうには聞いておりません。

それから、平成33年度の引き継ぎのところですが、これは区のほうでもプロジェクトチーム等を立ち上げて、今まで例えばほかの自治体でも民間委託の例がございます。このようなところを参考にしながら、品川区でどのように行っていくかというところを検討しているところでございます。

また、八潮西保育園につきましても、同様に、1年あとになりますけれども、平成32年度に改修した後、平成35年度から民営化のほうを進めていく予定で進めているところでございます。

#### ○佐藤保育課長

民営化実施時の保育士の採用の関係でございますが、現時点での考え方になりますけれども、現行と同様に退職者の数に応じて新規の採用をしていますから、そういった形でやっていきたいと考えております。

#### ○南委員

この民営化の問題は、品川区にとって初めてですよね。今まで民営化というのは、品川区はしてこな

かった。そういう点で、そこは本当に評価を、公設公営を守ってきたという点では評価できるかなというふうに私は思っているのです。ここに来て、ごっそりと5園分を民営化するという方向が一、二年前から出されて、非常に懸念をしていたのです。したがって、今までも私たちとしては反対をしてきました。しかし、進んでいるわけですから、保護者はもちろん、近隣の方々の理解も含めて、やはりきちんとそごのないように、信頼を持っていただけるような、そういう移行の仕方を強く求めておきたいというふうに思います。

それで、でも、このケースはそういう方向で進んでしまっているのです、本当はとめていただきたいというのが私の本音なのですけれども、今回はしょうがないかなと悔しい思いをしながら見ているのですけどね。

#### ○塚本委員長

南委員、ほかの委員の質問がありますのでまとめてください。

#### ○南委員

わかりました。だけど、その辺のそういう意見もあるということは十分受けとめて、プロジェクトで検討中だということなのですから、しっかりと対応していただきたいということをちょっと悔しい思いも込めながら申し上げておきたいと思います。

#### ○飯沼委員

今回は4園の所在地の変更と追加ということなのですから、やはり今、南委員が質問したように、民営化絡みの大規模改修が入っているということで、共産党としては問題視をしています。2016年の保育園の民営化と大規模改修計画等についての報告の日に、保育施設調整担当課長から施設水準が高いほうが委託事業者を確保しやすいと、こういった説明がありました。今もその考えは変わりがないのかどうか伺いするのが1点です。

あと、5年間で約5カ所民営化していくという説明もあったのですが、民営化する保育園について、今後この考え、税金を使いリニューアルをして民間に委託をするということになっていくのかどうか、これが2点目です。

3点目は、民営化が決まっている園を改めて伺います。いつから、どこの保育園が民営化されるのか、改めて伺います。

#### ○吉田保育施設調整担当課長

施設の水準というところで、以前報告があったと思います。そのあたりの考え方につきましては、やはり施設水準が高いほうが委託事業者は受託しやすい、よりよい業者が来やすいということが根本としてございまして、そちらのところの考え方は変えておりません。

2番目の5年間かけて5園ほどというところですが、今はっきり決まっているところは4園まででございます。考え方としては、先ほどの1番目で申しあげました施設水準のいいところから委託をしていくというところがありまして、この間、委託に関するプロジェクトチームで他の自治体から話を聞いた中で、やはり建物がある程度新しくないと、その後受託した業者が修繕に大変苦勞するという話がありました。そういう点からもやはり一定程度新しい園から委託をしていくという方向性は間違っていないと考えております。

それから、5園、正確に言うと今のところ決まっているのは4園でございますけれども、民営化の計画がございます。平成33年から三ツ木保育園、平成34年から八潮北保育園、平成35年から八潮西保育園、平成36年から一本橋保育園、今のところ、この4園まで決まっているところです。

## ○飯沼委員

施設をきれいにリニューアルして委託をするというのは、受託業者にとって当たり前ですが、大変有利は有利ですよ。そういった意味で、保育園の大規模改修の計画というのが明らかになっていない中で、八潮というのは比較的品川区の保育園の中では新しい、後からできた保育園にもかかわらず、なぜ本当に八潮を選んで改修をして委託にするのか、区民の方々からも疑問が出ています。初めにできた古い保育園が全然改修されなくて、そのまま放置をされている。今私立の保育園も認可が次々にできていますけれども、やはり環境的に建物がきれいであるということは、保護者にとっても、子どもにとっても見た目もすごくいいというところにおいては、委託がしやすいという中身、品川区民の子どもたちの保育園の環境全体をちゃんときちんと見ていかなくてはいけないのではないかなと思うのです。やはり私たちはこの点、ちょっと納得できないのですが、いかがでしょうか。もっときちんと改修してほしい保育園があるのであれば、どう考えていらっしゃるのでしょうか。

## ○吉田保育施設調整担当課長

八潮の大規模改修は、八潮独特の熱供給システム、そちらの部分の老朽化というのがありまして、そのところに対応するためには、ある一定程度大規模な改修をしなければならなかったというところと、八潮につきましては、これまで余り改修工事等もやってこなかったというところが原因でございます。

2番目の建て替えについてですが、実は建て替えにつきましては、学校と違いまして、保育園というのは敷地の中にぎりぎりに建っています。例えば園庭のあいているところに園舎を建てて、建て替えができるかという、実はそういう状況ではございません。園庭というのは、ある意味最低限、もしくはそのぐらいしかありませんので、その土地を使うことは不可能でございます。そのため、代替地をどこかに、今回であれば荏原第四中学校跡地ですとか、八潮で言うと、玉突きのように八潮南保育園をその中心にしながら、八潮南保育園を動かして、あと3園建て替えていくとか、そういうようなことをやらざるを得ません。土地の確保、ここはなかなか難しいところでございますので、今のところ、大規模な建て替え、確かに建ててから50年過ぎのものも結構たくさんあるのですけれども、なかなか計画を立てて、ここからやろうというのは難しい状況でございます。

## ○飯沼委員

今、最後に土地の確保が難しく、大規模改修を計画を立ててやるのはなかなか難しいということですが、ということは、何か希望が全然見えないのですけれども、今後50年もたっているような保育園も含めてどのように考えているのか、1点お伺いしたいです。あと先ほど決まっているのは4園ということなのですが、この4園の保育園、大きな反対はないという説明があったのですが、ここの説明というのは、どこの園もたぶん最初の1回きりではないかなと思っているのですが、毎年新しい子どもたちが入ってきますよね。そういった意味で、やはり声がないというのは、知らないでいるというのがかなり多いのではないかなと思うので、やはり今後の状況を親御さんたちにきちんと伝える手だてをとっていただきたいと思うのですが、その点はいかがでしょう。

## ○吉田保育施設調整担当課長

4園は最初に説明したままで、その後説明がないということなのですが、その4園につきましては、現在いらっしゃる利用者が民営化にかかるような場合がございます。そのため、その時点では、取り急ぎ、早目に保護者の方について説明した次第でございます。その後につきましては、保育園の入園のご案内等において、ここの園はいついつから民営化いたしますということを記載してございます。そのため、お入りいただくのはそれが前提ということで考えておりますので、今のところ、第1回目の

説明以後、説明のほうはしていないところでございます。

50年過ぎの保育園は確かにたくさんあって、計画がなかなか立てられないというのが現状でございますが、いろいろな手段を用いて、なるべく早目に古い園から建て替えていければというふうに努力してまいりたいと思います。

#### ○飯沼委員

説明会のところなのですが、現在利用されている方に対しては急いで知らせた。そうですね、0歳の子だって、3年後だと、3年間いた後の問題ですよね。あと、入園のご案内に民営化しますと書いても、民営化が一体どういうものなのかというのがわかる方というのはほとんどいない、品川区がまだ民営化されていないというところにおいて、想像がつかないと思うのですよね。そういった意味では、やはりきちんと私は区民全体に知らせていく、当該の保育園にかかわる人だけではなく、品川区の子育て中、これから保育園に預けようかなと思っている人も含めて、保育園がどういう状況になっていくのか、また区の考えはどのようなものなのかというのをきちんと区民全体に伝えていくという姿勢を持たない限り、理解はなかなか得られないと思うので、ぜひ区民への説明、当該のところのかかわる人という狭い考えではなく、もっと広く知らせていただきたいと思います。これは本当にしていただきたいと思うので、どうでしょうか。

#### ○吉田保育施設調整担当課長

周知の方法については、また今後検討してまいるところでございます。

#### ○石田（し）委員

1点だけ確認をさせていただきたいのですが、いわゆる旧荏原第四中学校跡地の敷地内にほうさん保育園と南ゆたか保育園の二つの保育園ができるということですよね。一つの敷地に二つの保育園があるというのはなかなかほかのところではないケースだと思うのですが、この二つの園でのさまざまな調整が必要になってくるのかなと思います。校庭を使うときとか、動線の関係とか、いろいろ出てくると思うのですが、その辺の調整というのはどのようにするのか、二つの園でされているのか、区も交えて、いわゆる三者でされているのか、その辺の調整方法というのはどのようにされているのか教えてください。

#### ○吉田保育施設調整担当課長

確かに一つの敷地内に二つ建っているというのは余りないケースかもしれません。今回、ほうさん保育園につきましては、5年間の待機児童対策ということでつくります。仮設園舎は、今回は南ゆたか保育園が入りまして、2年間使用し、1年間あいて、次は一本橋保育園の建て替えとして使用します。そのような形で、ある意味利用の仕方という意味で、片や仮設の保育園、片や5年間の期間限定というところで、土地を有効に使わせていただいたというところでございます。

それからあと、2番目の旧校庭と言われるところですがけれども、2,200㎡ほどございます。それから動線については、この図ではわかりづらいかもしれませんが、入り口が分かれています。

あと、校庭の使い方については、前回文教委員会でご報告したとおり委託事業者が決まったところでございますので、その辺は区とまた事業者のほうで調整しながら進めてまいりたいと今検討しているところでございます。

#### ○石田（し）委員

いわゆる問題がないようにしっかりと、調整というよりも連携というのですかね、そういったことをやっていただきたいと思いますので、それは区のほうも一緒になってやっていただければと思っております。



ます。よろしく申し上げます。

#### ○渡部委員

いろいろ、委員の発言を聞いていて、私たちの会派でさまざまな勉強をさせていただく中で、いわゆる公設民営化は推し進めていただきたいと思います。広く区民の方々に周知をとというような話があったのですが、もういいのではないですかね。区民の方々には公設民営化を進めていますというので年度計画を出して行って、それで、例えば旧荏原第四中学校跡地に関しても、この仮園舎だって、何年も使えるわけですから、先ほどのご説明、今も質問でご説明がありましたけれども、必要であれば保育園の改築を進めていただきたい。

保育園というのは児童センターと合築した建物とかもありますよね。せっかくですから、そういうところもそろそろ改築期に来ているのであれば、やはりこれは行革的な話になるのかもしれないのですが、一旦全庁的にこれをどうするかというのを話し合った上で、方向性を見据えて早目に周知を始めていいのではないかなと私は思うのですが、どういうふうに民営化等もこれから先に進めていこうとか、何かビジョンがあってやっているのか、まだ始まっているわけではないわけですから、公設公営の保育園を民営化する、これから始まるわけですから、二、三園やってみて、その後どうしようかというふうに考えていくのか、ちょっとその辺の考え方だけ教えてください。

#### ○吉田保育施設調整担当課長

今ある区立保育園の民営化につきましては、5園ほどお試し期間といいますか、民営化して、それでその状況等を鑑みながら今後の方針をどういうふうにしていくかを定めていきたいと考えているところでございます。

それから、周知につきましては、例えばホームページ等でも公設民営化するというところは確かに掲載しております。

また、子ども・子育て会議等で保育のニーズ等、それから長期基本計画等で鑑みながら今後の保育のニーズといいますか、その辺のところを調整していければと予定しております。

#### ○渡部委員

お試し期間という話だったので、その辺を受けてこれからやるにしても、区のほうでも採用計画等もありますでしょうし、保育をする公務員の方々も何百人、600人強でしょうか、いらっしやって、それをどうするかというのも考えていかなければならないでしょうし、逆にここの旧荏原第四中学校跡地は広いですから、児童センターと保育園が合築になっているところもここを使えば一気にできるのかななどというふうに単純に考えていたのですけれども、話がそれたら、委員長申しわけありませんが、いわゆる保育園の老朽化、単体園はすぐそうやって直せるかもしれないですけれども、合築、複合施設になっているようなところというのは、やるならここがあるうちがチャンスなのですから、何かその辺というのは考えにも上がってこなかったのでしょうか。

#### ○吉田保育施設調整担当課長

今回の建て替えにつきましては、南ゆたか保育園と一本橋保育園、両方とも児童センターがある保育園になりますが、こちらにつきましては、建て替えまでは一時的に児童センターを閉じている形になります。

それから、行財政改革特別委員会などでも報告があったと思いますが、旧荏原第四中学校跡地の使用方法につきましては、企画の部門から5年間という制限を承っているところがありまして、その5年間の中で何ができるかというところで公設民営と建て替えにつきまして、2園ほどの予定を組んできた

ころでございます。

#### ○渡部委員

大変失礼いたしました。承知しております。ここにあるうちに一気に仕掛けられることは仕掛けていただきたいという要望だけをして終わります。

#### ○高橋（し）委員

八潮のほうなのですけれども、先ほど引き継ぎ保育の話が出ましたが、ほかの自治体で引き継ぎ保育を非常にきちんとやって、要するにそれをまたいで民営化した保育園に預けている保護者の声の中で、そこできちんとやってもらえたので民営化した後も安心して預けることができたというお話を伺ったことがあるので、ぜひそのところをきちんとやっていただきたいという、確認です。

もう一つは、旧荏原第四中学校のほうなのですけれども、園児の移動は両方とも4月1日なのでしょいか。南ゆたか保育園のほうは5月1日施行とあるのですけれども、その点と、もう1個は、給食室はどちらかのほうにあるのを使うのか、それとも両方で使うのか、その2点お願いします。

#### ○吉田保育施設調整担当課長

引き継ぎ保育につきましては、今ちょうどプロジェクトチームの中で、横浜市が既にこの引き継ぎ保育等で民営化をかなり進めているところがありますので、受託事業者のほうから実際どういう形でやってきたのか、その辺の話を承ったりですとか、そういうところを調査しながら、今品川区としてどういうふうに進めていくのが一番問題が出ないのか、園児に対しても支障が出ないのか、その辺を検討しているところでございます。

八潮の移転の日付なのですけれども、八潮わかば幼稚園のところには八潮すこやか園ができる、4月1日から稼働させる予定でございますので、八潮南保育園は4月1日まで動かします。その動かしたところがあいてから、八潮北保育園を持ってくる形になりますので、若干そこは施行期日が1カ月ほどずれております。このように玉突きで動かすようなところにつきましては、日程等のずれが4月と5月で生じているところがございます。

あと、南ゆたか保育園につきましても、4月当初のほうさん保育園ができながらの新しい南ゆたか保育園ということで、ちょっとごたごたしないように引っ越しのほうも1カ月ずらしているところがございます。

給食施設については、現状の八潮わかば幼稚園のところの工事を今進めており、そちらの給食室のほうは、12月中にはでき上がる予定で進めております。

#### ○高橋（し）委員

引き継ぎそのようにしてしっかりとあらゆる準備をされているので、ぜひしっかりやっていただきたい。

そうすると、園児の移動については、混乱が出るため1カ月日程のずれがあるということですが、入園して1カ月で動くので、お子さんたちの慣れぐあいといいますか、ちょうどそういう混乱の時期なので、移動は十分配慮してほしいと思います。

給食室ですが、旧荏原第四中学校のほうの保育園の給食室はどうなるのですか。

#### ○吉田保育施設調整担当課長

大変失礼いたしました。旧荏原第四中学校のほうの建て替えのほうの給食施設につきましては、この図で言いますと、ピンク色のところの左側のほうに給食室をつくっているところでございます。そちらのほうで給食の用意を行う予定でございます。

### ○高橋（し）委員

では、旧荏原第四中学校のほうは、ピンク色の一番左側のところにつくって、そこから外を通過して運ぶわけですか。両方に持っていくわけですか。

### ○吉田保育施設調整担当課長

説明が不足して申しわけございませんでした。南ゆたか保育園とほうさん保育園は、それぞれ別々に給食室がございます。そのため、今回入る南ゆたか保育園は南ゆたか保育園で、調理を行いますし、公設民営として建てたほうは、その受託事業者のほうで調理を行うというような状況となります。

### ○高橋（し）委員

わかりました。ありがとうございます。

### ○南委員

八潮の幼保一体施設のほうなのですけれども、今までの八潮わかば幼稚園のときの子どもの人数よりも相当、2倍以上、3倍ぐらいの数になるわけですね。この地域の方々から、私も直接聞いたのですが、今ある八潮わかば幼稚園の状況から、子どもの数が増えるわけですから、そういう意味での子どもの声に対する心配、そういうのがあるのですよね。私は保育園に勤めていましたので、子どもの声がうるさいというふうに言われるのは非常にたつらくて、ぜひそんなふうにとらないで、受け入れていただきたいというふうに思っているのですけれども、現実には子どもが増えることによって、そういう声が非常に耳ざわりだと受けとめてしまう方もいらっしゃる、そういう事実をやはり知っていただきたいということで発言をしました。

でも、余りそういうことを言うと、保育内容そのものが縮こまってしまうのですよね。園庭に出さないとか、外に出ないとか、そういうふうには縮こまる保育であってはならないわけで、やはりそういう点でご近隣の方々へのそういう不安だとか、困ったというような状況に対しては、区がしっかりと説明をしていただいて、そして職員の方が余りそういうことを気にせずに保育が進んでいけるようにしていただきたいのですが、その件についてどうかというのを一つ伺いたいです。

最後に、改めてなのですけれども、ここで一、二年前に民間委託をするというふうなことを表明されたのですが、民間委託にしていくということを決断した理由というのは何だったのかをもう一度確認したいと思いますのでお願いします。2点です。

### ○吉田保育施設調整担当課長

八潮わかば幼稚園になる前のところから含めると、たしか当時は160名ぐらいの定員があったことから、現在の広い園庭を持った幼稚園ができたと聞いております。確かに時代の変化等で子どもの声が耳ざわりだと言われるような状況、最近はそのような状況も見受けられますが、近隣への配慮や近隣への上手な周知といたしましうか、ご理解をいただきながらこの辺は進めていければと考えているところでございます。

民間委託につきまして、根本的なところ、何から始まったのかということですが、今のところ公設民営化によりまして、民間委託についての状況はどうなっていくか、そここのところの調査期間ということで考えております。最終的には一定程度の民設民営化によって運営コストを下げるところを前提に考えております。

### ○南委員

八潮わかば幼稚園の関係ですけれども、私が言いたいのは、区がやはりきちんと住民に対して責任を持って対応していただきたいと、その姿勢を確認したいということです。そこをきちんと表明してい

ただきたいと思います。

それから、民間委託について、この4園、5園。4園は、実施するに当たってのテストと、そういう状況で捉えているということですか。何かそんなふうに印象を持ったのですけれども、それでいいのかどうか。そうであるとしたら、とんでもないと、ちょっと余りにも無責任だと私は思いますので、その辺についてどうなのかを確認したいと思います。

#### ○吉田保育施設調整担当課長

子どもの声等につきましては、八潮といわず、どこでもある問題でもございますので、区のほうとしても苦情への対応、地域、近隣への理解、この辺につきましては、今後も進めてまいるところでございます。

それから、2番目の民間委託のところですけども、この話の初めとして、やはり民間活力の利用というところと、区の財政負担、こちらの軽減をこれから図っていくというところがありまして、例えば保育園を建て替えるにしても、1棟約10億円とか、規模によってはかかります。そういう中で、その資金をどのようにつくっていくか、そういうところもございまして、財政負担軽減のところからも民間委託を一定程度進めていく必要があると考えております。

#### ○南委員

10億円かかるということの意味がよくわからないので、もう一度説明していただきたいのと、民間活力とコスト削減、この2つがテストとしてやる、この4園の民間委託だと、そういうことでいいのですか。

#### ○吉田保育施設調整担当課長

10億円につきましては、例えば一つの保育施設を建て替えるときの大体目安としての金額として申し上げた次第でございます。

あと、民間への委託というところは、今後も財政負担の、繰り返しになってしまいますけれども、区の一般財源の使用を抑えられるという意味では、国の補助金が使えそうな民間園というのは、これはある一定程度必要なものと考えております。

#### ○南委員

最後にしたいと思うのですが、ちょっとひど過ぎるなというふうに思います。子どもを育てるのに経費を削減することが優先されていいのでしょうか。保育の責任というのは、やはり区が負うべきだと思うのですね。そこにかかる費用は、当然区が。また区民の皆さんは子育てだとか、教育だとか、暮らしていく上での社会保障とか、そういうところをしっかりとやってもらいたいといって納税をしているわけですね。そのかかるお金がもったいないから、民間委託にするだなんて、とんでもない考え方だと私は思います。そのことはちょっと表明しておきたいと思います。

それから、10億円かかるということですが、一般的には一つの保育園をつくるのに2億6,000万円、もう少し上がっているかもしれませんが、上がったとしても3億円ぐらいだというふうに私は思っているのです。建て替えだけではなくて、取り壊しの費用とかも入れたら、それ以上にかかるのだらうと思うのですけれども、10億円というのはちょっと考えられないような数字だというふうに私は思うので、ここはちょっと正確にしていきたいと思います。次回のときでいいのですけれども、ここはきちんとご答弁をいただきたいと思います。

#### ○つる委員

今、民営化の部分でかなり質疑があった中で、今最後のほうにちらっとありましたけれども、過去の

質疑を見ると大体100名定員ぐらいだと、1園当たり、ざっくり1億5,000万円ぐらいの運営費という考え方ですかね。そうすると、国とか都の補助金をあわせると30%で、それが来ると。だから、3分の1弱だと思うのですけれども、それぐらい来る。よくよく考えれば、国民の皆さんの税金で、どこからいただくかという話から考えるならば、縦軸で見ると、区としての財政負担が軽減される、保育運営費にかかる部分についての考え方としてはそうだと思うのですよね。

大きな視野で見なければいけない部分と、今質疑の中にあつた子どもの保育の質というところを絶対に下げてはいけないというのは、当然の、当たり前のことだと、保育園に従事していない方も含めてそうだと思うのですが、逆に国や都から来るお金等で、区としての財政負担がその分軽減されるといったところから、逆にその本来は運営費として全部使っていた部分について、今度は質の担保の部分で区としての施策として何か充てていく、そういったことも一方で考えることができるのかなと思ったのです。そのあたりについて、運営費をそっくりそのままということではないと思うのですけれども、まさにこの大きい課題の部分としてのいわゆる質の担保、これは施設面だけではなく、ずっと言われている保育士の方の処遇改善も含め、一番大事な視点はあくまでもそこに登園してくるお子さんをはじめ、そのご家族がほんとうに安心して預けられる担保という意味での質の改善について、何かあわせてそういった取り組みができるのかどうかというのを教えてください。

#### ○佐藤保育課長

民営化にかかわる関連したご質問でございます。質の担保に向けては、委員ご指摘のとおり一般財源の負担が下がるということで、経費自体全体を下げるということは全然ありませんので、その部分で一般財源の負担の軽減ということで区にメリットがあります。その浮いた財源に関しましては、委員ご指摘のとおり保育の質の担保というのは非常に重要な課題だと考えております。サービス、環境、人材、特に人材の育成に関しましては、6日補正でいただきましたのびしなプロフェッショナルスクール等を創設して全力で取り組んでまいりたいと考えております。

#### ○つる委員

どうしても削減等という表現になると、何かお金を全然かけなくなったという印象、やはりさっきの周知ではないですけれども、それが勝手に一人歩きしても、ちょっとつまらないことなのかなと思うので、やはりそうなると、区としてのとか、もう少し細かいというか、丁寧にやっていると、そういう理解が広まっていくと思います。今ご答弁をいただいたようなのびしなプロフェッショナルスクールとか、そういったものを中心として、質の担保についても力を入れていくのだと、こういう側面等をしっかり説明する。園児はなかなかわからないかもしれないですけれども、親御さんにしっかりと理解していただくことで、要らぬ誤解だとか不安を回避できるのかなと思います。なので、ぜひそのあたりもあわせて積極的な取り組みないし周知等をあわせて行っていただきたいと思います。

ちなみに、参考までに、八潮すこやか園に八潮南保育園が移転するに当たって、人数規模からすれば、若干名の定数の減なのですけれども、単独で例えば運営していたときに、1億5,000万円ぐらいの運営費がかかるわけですが、幼保一体施設の中で一緒になることで、保育園の部分について、そういう意味での経費の削減というのは何かしら一緒に施設が一体になることで、何かいい意味での削減効果というのはあるのでしょうか。

#### ○吉田保育施設調整担当課長

例えばですけれども、保育園と幼稚園が一緒になったことによって、運動会だとかその他の事業とかを一緒にできる、こういったメリットが出てきます。金銭的なメリットのところにつきましては、今後

検討の部分です。

**○塚本委員長**

以上で質疑を終了いたします。

採決に先立ちまして、各会派の態度を確認いたします。

それでは、自民党・子ども未来からお願いいたします。

**○渡部委員**

賛成します。

**○つる委員**

賛成します。

**○飯沼委員**

反対しますが、意見を一言、二言言わせてください。

南ゆたか保育園、八潮南保育園、この3保育園の住所変更、また追加については可とします。しかし、今回のこの条例の一部改正は、住所変更という単純なものではありません。民営化反対、中止をこれからも求め続けていきますので、その点はしっかり言っておきたいと思います。

そして、先ほど指摘しましたが、税金投入をして、環境がよくなった保育園から民間に委託をして、民間に売り渡していく流れの中での住所変更ということなので、受け入れることはできません。

以上、反対をいたします。

**○石田（し）委員**

賛成です。

**○高橋（し）委員**

賛成です。

**○塚本委員長**

それでは、これより第75号議案、品川区立保育所条例の一部を改正する条例について採決いたします。

本案は、挙手により採決いたします。

本案は、原案のとおり可決決定することに賛成の方は挙手を願います。

[賛成者挙手]

**○塚本委員長**

賛成多数でございます。

よって、本案は、原案のとおり可決決定いたしました。

---

(2) 第76号議案 品川区家庭的保育事業等の設備および運営の基準に関する条例の一部を改正する  
条例

**○塚本委員長**

次に、(2)第76号議案、品川区家庭的保育事業等の設備および運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を議題に供します。

それでは、本件につきまして、理事者より説明願います。

**○大澤保育支援課長**

第76号議案についてご説明いたします。

品川区家庭的保育事業等の設備および運営の基準に関する条例の一部を改正するものでございます。

1、改正の理由です。国から「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令」が公布され、人員および運営に関する基準が改正されました。そのため、区におきましても、省令を踏まえ制定しております条例の一部を改正し、家庭的保育事業における食事の提供にかかる経過措置を延長するものです。

2、改正の内容でございます。家庭的保育事業につきましては、自園での調理が原則となっておりますが、調理員の配置および調理設備の設置を平成32年3月31日まで猶予する経過措置が設けられております。このたび、省令により経過措置の期間が平成37年3月31日まで延長されましたので、これを踏まえまして区内の家庭的保育事業に対し、自園調理の移行をさらに5年間延長するために必要な条例改正を行います。

3、新旧対照表は別紙のとおりです。

4、施行期日は公布の日からといたします。

#### ○塚本委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等がございましたら、ご発言願います。

#### ○飯沼委員

まず、家庭的保育事業の実態を知りたいので教えていただきたいと思います。一つは、まず家庭的保育事業の事業内容をざっくりと教えていただきたいのと、事務事業概要によると給食の提供が今、2カ所書かれていて、定員が5名と3名と2カ所あるのですけれども、ここでの給食の提供が現状どうなっているのか、具体的に中身を教えてください。

#### ○大澤保育支援課長

家庭的保育事業でございますけれども、短時間認定のお子さんを対象に8時から18時までお預かりしている施設でございます。

給食の状況でございますけれども、今2施設あるうち、1施設は自園調理となっております。もう1施設は、外部の給食事業者からの搬入という形をとっております。

#### ○飯沼委員

一つは、外部の給食事業者の搬入と言われましたけれども、どういうところから、どんな給食内容が届けられるのか、あと費用等はどうか教えてください。

#### ○大澤保育支援課長

外部搬入でございますけれども、離乳食ですとか、アレルギー対応も可能な事業者から、それに対応した内容となっております。

費用につきましては、運営費の中からお支払いしているという形になります。

#### ○飯沼委員

5人とか3人とか少ないところなので、なかなか自園でやっていく自園方式というのは難しいかなとは思っておりますけれども、また反対に外からこのデリケートな離乳食のようなものを持ち込むということにおいて、やはり細菌の繁殖とか衛生面においても、アレルギー対応についても問題があるのではないかなと思っておりますけれども、条例は本来5年以内に自園方式にするように求めているのだと思うのですが、条例が求めている内容をもう一回知りたいのと、なぜ条例どおりが難しいのか、現状の中身を教えてください。

### ○大澤保育支援課長

区としましては自園調理が原則ということは認識してございまして、そこを変えるつもりはありません。国のほうは自園調理の考え方も変えていいというふうに省令として出ているのですが、そこは区としては保育の質や給食の質の問題もありますので、あくまでも自園調理が原則という考え方は変えないでおります。

今ご指摘がありましたけれども、逆に家庭的保育事業者のほうから、調理設備の確保とともに、衛生面の維持管理がやはり少人数の中では困難だという話がございまして、経過措置を延長してほしいというご要望がございました。その辺を踏まえまして国に合わせて5年の延長をして、その中で何とか自園調理ができるようにしていただきたいというのが現在の状況でございます。

### ○飯沼委員

自園調理が原則だと、そうだと思います。保育ママの事業者の方からなかなか管理が困難ということですのでけれども、この前の段階で5年間という経過措置はあったにしても、とにかく自園方式で安全・安心な給食を提供してほしいという思いがあったからこそ法律ができて、条例に盛り込まれたのだと思うのですね。

もちろん今お話があったように困難はあると思うのですが、いつまでも困難と言っていると、どんどん先送りをされてしまう。今時点で育てている子どもたちにとって、一刻も早く自園方式にするほうが好ましいというところにおいて、私たちは2カ所しかないところ、1園は自園なので1カ所ですね。区が支援できるのではないのでしょうか。ぜひ区が支援をして、一刻も早く実現をすべきではないかと思っていますけれども、この辺はいかがでしょうか。

### ○大澤保育支援課長

1事業者については平成27年度から5年間の経過措置の間に、自園調理にできたということになります。もう1事業者に関しましては、今のところ調理員の確保についてもなかなか困難だというような状況もございまして、5年延長して、その中で区としてもできる支援はさせていただいて、何とか平成37年度までには自園調理ができるように支援していきたいと思っております。

### ○飯沼委員

区でできる支援というのは、どんなことを考えているのですか。人数的には多分3人のほうかなと思っておりますが、人数的にはわずかですけれども、一人ひとり本当に大事に、どこに預けられていても、温かくて安心・安全なおいしい給食が食べられるというのを何とか実現をしてほしい、そういう願いが込められているからこそ、早く自園方式にしてほしいと、こういった中身が盛り込まれているのだと思うのです。区でできる支援というか、今できないというのはどういう理由があるからなのか、ぜひ一刻も早く支援、できることをするのだったら早くして、これを延長しなくても平成27年から5年の間に実現できるような中身にしていきたいなと思っております。

あと、条例の第7条のところに、連携協力を行う保育所と書いてあるのですけれども、これはどういう意味で、どこがこれに当たるのかを教えてください。

### ○大澤保育支援課長

区内の小規模と家庭的保育の連携施設につきましては、既に連携は決まっております。

もう一つですけれども、今5年の延長をということでご要望があるのは、調理設備が事業所内に確保することが難しいことと、先ほど申し上げたように、衛生面、維持管理が給食となると厳しいですので、なかなかそこまでは手が回らないと聞いております。区の支援として具体的にと言われましたが、小規



模事業所が設備をつくる時は、財政的な支援もいたしておりますし、具体的に何かご相談があれば話を聞きながら支援していくという形になろうかと思えます。

#### ○飯沼委員

小規模事業所のところは財政的支援が行われているということなのですが、保育ママ制度というのは、小規模保育事業以前から、本当に古くからあって、家庭で温かく子どもを育ててくださっている制度なので、この保育ママ制度、家庭的保育事業自体、とてもよい制度であるし、ここがいいと利用されていらっしゃる方もおられるので、ぜひここがよりよい環境でできるように、調理師、調理の設備の問題、人手の問題も税制支援が行われればできるのだと思うのですね。ぜひここはお願いしたいと思います。

連携園は日ごろのいろいろな面で連携して支援が何か得られているということなのか、もう少しその中身を教えてください。

#### ○大澤保育支援課長

連携園につきましては、家庭的保育事業が例えばお休みのときに区立園で預かるとか、そのような連携をしております。

また、3歳以降に入る園を既に決めておりますので、卒園後はそちらの連携園で受け入れるという形になってございます。

#### ○南委員

重ならないようにしたいと思っているのですけれども、もし重なったら申しわけありません。

#### ○塚本委員長

重ならないようにしてください。

#### ○南委員

当面、平成27年度から5年ということで始まったわけですがけれども、この期間、品川区として外部より搬入している、そういう保育園に対して自園方式に転換していきましようという働きかけはしてきたかどうかの確認をしたいと思っているのです。今飯沼委員もおっしゃったように、やはり私は困難な状況を解消するには人の配置も含めた財政的な支援が中心にならざるを得ないかなと思っているのですけれども、そういう点についての区の考え方、どうしたら改善できるかという方向性、どういうふうにしてもらえるのか、そこを確認したいと思います。

#### ○塚本委員長

財政支援のところは同じ質問でありますので、同じ回答にならない程度で回答してください。

#### ○大澤保育支援課長

区としましては、あくまでも自園調理が原則ですので、そういったお話をしながら1園については自園調理をしていただけるようになったということです。

財政支援というのは、逆に公定価格上、調理をしていないとマイナスになってしまうという部分がございますので、きちんと調理員を置いて調理をしていただけると、その分加算というか、マイナス部分がなくなるので、歳入としては増えると、そういう形になっています。

#### ○南委員

だから、この5年間品川区としてはずっと働きかけをしてきたかどうか、そこのところを一番確認したいと思っているので、今のご答弁では働きかけはしてきているようにも受け取られたのですけれども、ちょっと明確にしたいと思っておりますので、もう一度お願いします。

#### ○大澤保育支援課長

働きかけというのは具体的にどういうことか、ちょっと今明確になっていないのですが、自園調理をしていただきたいということでお願いはしてきておりますが、まだ経過措置の最中ですので、無理やり、強制的にすぐにやるようにというふうには働きかけてはおりません。

○南委員

ぜひやっていただきたいと思います。

○塚本委員長

ほかにご発言はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○塚本委員長

ほかにご発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

採決に先立ちまして、各会派の態度を確認いたします。

それでは、自民党・子ども未来からお願いします。

○渡部委員

賛成します。

○つる委員

賛成します。

○飯沼委員

反対します。自園方式が一番ということで、基本には据えていますけれども、経過措置があるからといって待つのではなく、やはり一国も早く区が独自で支援して早急に実現すべきであると思っています。先延ばしは許されないと思いますので、反対をいたします。

○石田（し）委員

賛成です。

○高橋（し）委員

賛成です。

○塚本委員長

それではこれより、第76号議案、品川区家庭的保育事業等の設備および運営の基準に関する条例の一部を改正する条例について採決いたします。

本案は、挙手により採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○塚本委員長

賛成多数でございます。

よって、本案は原案のとおり可決決定いたしました。

---

(3) 第77号議案 品川区私立認定こども園、私立幼稚園および特定地域型保育事業の利用者負担額に関する条例の一部を改正する条例

○塚本委員長

次に、(3)第77号議案、品川区私立認定こども園、私立幼稚園および特定地域型保育事業の利用者負担額に関する条例の一部を改正する条例を議題に供します。

それでは、本件につきまして、理事者より説明願います。

#### ○大澤保育支援課長

第77号議案についてご説明をいたします。

こちらは、私立幼稚園等の利用者負担額に関する条例の一部を改正するものです。

まず、1の改正理由です。子ども・子育て支援法施行令の一部を改正する政令が公布され、利用者負担額が引き下げられたことに伴い、国の基準にのっとって本条例に既定されている私立幼稚園、こども園の利用者負担額を改正いたします。

次に、2の改正内容でございます。第3階層、年収約360万円未満、課税額が7万7,100円以下の場合、現行の負担額は第1子で1万4,100円、第2子が7,050円ですが、これをそれぞれ1万100円、5,050円に改めます。今回の改正の対象は、子ども・子育て支援新制度に基づく私立幼稚園、認定こども園を利用している方です。区内には、新制度の幼稚園はございませんが、区外にある支援制度の幼稚園に通っている第3階層の方が年間で4万8,000円、または2万4,000円の軽減となります。新旧対照表は別紙のとおりでございます。適用日は、平成30年4月1日となります。

#### ○塚本委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等がございましたら、ご発言願います。

#### ○飯沼委員

国の法律とかを調べても見つからなかったのですが、この政令が公布されたのがいつなのかというのを教えてください。

あと、この改正の根拠、国のところなのですけれども、わかったら教えていただきたいのと、なぜ第3階層の(1)、(2)が該当になるのか、ここだけなのかというのを教えてください。今区外の支援制度の第3階層の方が対象となりますというご説明だったのですけれども、何人くらいいらっしゃるのか教えてください。

#### ○大澤保育支援課長

国の政令の公布の日付につきましては、今正確な日付がわかりかねます。申しわけありません。国の改正の趣旨としましては、低所得世帯の経済的負担軽減を図るためとなっておりますので、第3階層が対象となっております。

区内に今のところ5名対象者がいらっしゃいます。

#### ○塚本委員長

ほかにご発言はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

#### ○塚本委員長

ほかにご発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

採決に先立ちまして、各会派の態度を確認いたします。

それでは、自民党・子ども未来からお願いします。

#### ○渡部委員

賛成します。

#### ○つる委員

賛成します。

○飯沼委員

賛成します。

○石田（し）委員

賛成します。

○高橋（し）委員

賛成します。

○塚本委員長

それでは、これより第77号議案、品川区私立認定こども園、私立幼稚園および特定地域型保育事業の利用者負担額に関する条例の一部を改正する条例について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○塚本委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は全会一致で原案のとおり可決決定いたしました。

---

(4) 第80号議案 品川区立学校の学校医、学校歯科医および学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例

○塚本委員長

次に、(4)第80号議案、品川区立学校の学校医、学校歯科医および学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例を議題に供します。

それでは、本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○篠田学務課長

それでは、第80号議案についてご説明をいたします。

品川区立学校の学校医、学校歯科医および学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例でございます。資料をご覧ください。

学校医等につきましては、事務に従事していただく際には、区の非常勤職員という立場でございますことから一般の職員とは異なりまして、別に条例で公務災害補償に関する事項を定めております。本案は、その条例の一部を改正するものでございます。

1番の改正理由でございます。今回の改正理由でございますけれども、公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の一部改正、こちらは国の政令でございますけれども、こちらは3月に公布をされまして、4月1日より施行されてございます。これに基づきまして、都条例、東京都におきましても、都立学校の学校医等の条例を持っておりまして、こちらのほうの条例改正が本年の7月4日に行われ、同日付で施行されております。こちらを受けまして、区の条例、こちらは都の条例に準じておりますので、都の条例と同様の条令改正を行うものでございます。

2番の主な改正内容でございます。今回の改正内容は、介護補償の限度額の改正となっております。この介護補償でございますけれども、常時、または随時介護を要する状態にあり、かつ介護を受けている場合に、その期間について病院に入院している場合等を除きまして、補償額を支給するというものでございます。

今回、(1)のアからエまで書かれているとおり改正が行われたものでございますけれども、例えばアとしますと、常時介護を要する状態にあり実費を支出して介護を受けた日がある場合、この場合の1カ月当たりの支給の上限額が10万5,130円から10万5,290円と160円引き上げとなるものでございます。このほか、イからエにあるとおり、それぞれのケースに応じまして、40円から80円の範囲で限度額の引き上げを行うものでございます。

新旧対照表につきましては、別紙のとおりでございます。

なお、この改正につきましては、人事院が定めます国家公務員の公務災害補償における介護補償の額の引き上げが行われたことに伴うものでございます。

4番の施行期日でございますけれども、公布の日から施行するということでございます。

なお、都条例に規定されたものですが、経過措置を規定いたしまして、平成30年4月1日、今年の4月1日を適用日とするものでございます。

#### ○塚本委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等ございましたら、ご発言願います。

#### ○飯沼委員

1点だけ。2の主な改正内容のところについて、「主な」とついているのですが、中身的には介護補償の限度額に準じて改正ということで、この額の変更のみなのかどうか、その1点だけお願いします。

#### ○篠田学務課長

今回の改正内容は、それぞれ記載されておりますとおり支給限度額の改正でございます。

#### ○塚本委員長

ほかにご発言はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○塚本委員長

ほかにご発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

採決に先立ちまして、各会派の態度を確認いたします。

それでは、自民党・子ども未来からお願いします。

#### ○渡部委員

賛成します。

#### ○つる委員

賛成します。

#### ○飯沼委員

賛成します。

#### ○石田（し）委員

賛成です。

#### ○高橋（し）委員

賛成です。

#### ○塚本委員長

それでは、これより第80号議案、品川区立学校の学校医、学校歯科医および学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例について採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○塚本委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は全会一致で原案のとおり可決決定いたしました。

---

(5) 第74号議案 平成30年度品川区一般会計補正予算（歳出 文教委員会所管分）

#### ○塚本委員長

次に、(5)第74号議案、平成30年度品川区一般会計補正予算（歳出 文教委員会所管分）を議題に供します。

それでは、本件につきまして、理事者より説明願います。

#### ○高山子ども育成課長

それでは、第74号議案、平成30年度品川区一般会計補正予算、歳出、子ども未来部所管分について、まずご説明をさせていただきます。

議案として、事前に送付されております補正予算資料の16ページおよび17ページ目をご覧ください。3款民生費、2項児童福祉費、3目児童保育費につきましては、1,750万円を追加し、126億2,947万円とするものでございます。

右側、17ページの説明欄をご覧ください。各種児童保育委託のうち、病児保育施設開設経費助成として、1,750万円を増額するものでございます。

私からの説明は以上となります。

引き続きまして詳細は保育課長よりご説明申し上げます。

#### ○佐藤保育課長

それでは、私から補正予算について補足説明をさせていただきます。

病児保育実施医療機関に対する開設補助について資料をご覧ください。

まず、1の事業概要ですが、平成31年4月に病児保育室の開設を予定している医療機関に対しまして、国や都の補助金を活用して、病児保育室の開設を支援するものでございます。

補助対象は、こどもの森クリニックです。

3の事業内容をご覧ください。設置場所は、品川区上大崎三丁目3番1号です。定員は6名を予定しております。開設は平成31年4月の予定です。補助対象のこどもの森クリニックでございしますが、平成18年から上大崎二丁目クリニックを開設しております。このたび設置場所への移転とともに病児保育室もあわせて開設するものでございます。

次に、4番の事業予算でございしますが、1,750万円を予定しております。こちらの金額は助成額の上限でありまして、工事等の額について助成をいたします。財源の内訳は国と都が同額で583万円、区は584万円でございます。

5番の事業予定地の項目に地図をつけておりますので、ご確認いただければと思います。

#### ○有馬庶務課長

それでは、私から第74号議案、平成30年度品川区一般会計補正予算の教育委員会分につきまして、ご説明いたします。

補正予算書の18ページおよび資料をご覧ください。

補正予算書18ページ、7款教育費、2項学校教育費、1目学校管理費に、1億1,353万円を追加し、152億9,092万3,000円とするものです。内容でございます。学校環境整備事業、学校体育施設整備費では、区立学校の屋内運動場について空調設備を設置するための電気設備工事の設計委託費のほか、空調設備設置のための検討経費等を計上します。

続いて、学校施設建設費、学校改築推進経費では、現在改築中の3校につきまして、屋内運動場の空調設備を設置するための経費を計上するものです。芳水小学校では実施設計委託費、設置工事費および設置工事監理委託費、城南小学校、後地小学校については、それぞれ実施設計委託費を計上するものがございます。

屋内運動場への空調設備設置は、今年の夏の猛暑、屋内運動場の環境改善を図る要請が高まっているということを受け、実施するものがございます。設置によりまして、熱中症リスクの低減、安全性の高い運動場あるいは集会所の確保、夏期、冬期の一般開放における区民スポーツ活動の推進、さらには災害時における避難所機能の向上を図ってまいりたいと考えております。

今後につきましては、各学校の調査結果を踏まえ、できるだけ早期のうちに設置をしてまいりたいと考えております。

教育委員会にかかる一般会計補正予算の説明は以上でございます。よろしくご審議のほど、お願いいたします。

#### ○塚本委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等がございましたら、ご発言願います。

#### ○南委員

屋内運動場の空調設備の件ですけれども、ここに学校数を書いてあるのですが、説明の最後におっしゃっていた、今後のところは調査を早くしてつけていきたいという話なのですけれども、現実的にどのくらい残っているのか、数字を知りたいと思っています。

ここに示された電気設備工事設計委託のところでは、小学校19校、中学校6校になっていますが、学校名を確認したいと思うのです。時間の関係もあるのであれですけれども、先ほど申し上げたように、これからのところについて何校かということを知りたいのと、工事の実施はいつごろから行われて、どういうふうになっていくのかという説明がないので、そこは教えていただきたいと思っております。

あと、病児保育の件ですけれども、ずっとこの間、プレス発表でも示されておりますように、おおしまこどもクリニックが補正で出され、今回こどもの森クリニック、あとこころケアプランということで、荏原医師会隣の保育園のところに設置されるということで、計4カ所になると示されているのですが、今後この病児保育というのは、何園まで進めていこうという方針を持っているのか、その辺の今後の考え方も教えていただきたいと思っております。

それから、利用状況を見ると800人とずっと増えているのですよね。病児保育が。病後児保育は逆に減っているという関係で、今後、病後児保育はどういうふうになっていくのかというのを改めて確認しておきたいと思っております。

そういう増えているというところを見て、やはり父母の方々はなかなか休みがとれないという状況があるというふうに思うので、利用者の方々にとってみれば増えていくという方向は私は評価していきたいというふうに思っているのですが、そのあたりの関係で、先ほど申し上げたように何園まで考えているのかというところを説明してください。

### ○有馬庶務課長

屋内運動場の現状ですけれども、今、屋内運動場に設置があるのは戸越台中学校1校のみということで、それ以外の学校について、全ての屋内運動場に設置していきたいというふうに考えております。

19校、6校ということで今調査費をかけておりますけれども、ここは、まだ改築が終わっていない学校というふうに大きく捉えていただければ結構だと思います。平成15年頃より台場小学校、荏原第五中学校あたりから始まって、最近できた御殿山小学校のところはある程度改築が済んでいますが、それ以外のいわゆる別棟になっていて、平場に当たっているような学校を中心に調査をかけようということで、そういう学校数でございます。

それからいつから工事かということですが、できるだけ早期にということですが、具体的には次年度予算の編成の中と、今この補正予算である調査結果、これらを踏まえて検討していきたいというふうに思っているところでございます。

### ○佐藤保育課長

病児保育室にかかわるご質問を2点いただきました。1点目の何園まで進めるのかというところでございますが、現在の子ども・子育て計画のニーズ量から見ますと、年間で約2,500人日の受入れ材が足りないというところになっていきますので、年間例えば800ぐらいの実績がある園、病児保育室にもありますけれども、そういった施設を建てれば、3施設足りないということになります。調査に基づいてニーズを埋めるのが我々の使命でございますので、そういった方向で進めていきたいと考えております。

2点目の病後児保育の今後でございますが、本会議でもご答弁差し上げ、また今委員ご指摘のとおり実績は確実に下がっています。また一方、公立保育園の保育士の一定負担にもなっているという部分もあり、区民の方のニーズも確実に病児保育室のほうに向いていますので、病後児保育室は徐々に狭めていく、縮小していく方向で検討したいと考えております。

### ○南委員

体育館のクーラーの関係ですけれども、改築されていないところと、体育館が別棟になっている平場の学校という話で、ちょっとイメージが余りよくわからないのですけれども、例えば私の通り道のところで、浜川小学校は体育館が別になっていると思うのですけれども、そういうところというふうにイメージしていいのでしょうか。

それと、病児保育のほうは、これから3園なので、都合7カ所設置をしていくと、そういうことだという具体的な数字を確認したいです。それで、保育士の負担をなくしていく方向で病後児保育ではなく病児保育をと。小児科の先生がきちんといていただける、そういう病児保育を中心にしていきたいということでもいいのかを確認したいです。

あと、議事録を確認しないで来てしまったので申しわけないのですけれども、前回のたしか、おおしまこどもクリニックの6月の補正の最後に主張したのですけれども、保育士がなかなか休めないという現状の中で、やはり保育士も自分の子どもがぐあいが悪いときにきちんと休めるような、そういう状況を確認していかないと、この病児保育というのはなかなかそういう点でうまく機能していかない状況になってしまうのかなという心配をしますので、この際、こういう事業を拡大していくときに、保育士も休めるような体制をつくっていくべきだというふうに思っていますが、その点についての見解を伺いたいと思います。

### ○有馬庶務課長



イメージする学校、浜川小学校みたいな体育館かということですが、いわゆるそういう体育館です。ただ、浜川小学校については改築計画に入っていますので、今回この校数には入っていません。それから、工事するのは全ての学校ですので、この下のほうに書いてある設置の検討委託経費というほうにも、改築が済んでいる学校もあわせて検討はしていくということで、全校をやっていくという基本姿勢でございます。

#### ○佐藤保育課長

病児保育の関係でございます。まず、1点目の施設数は幾つぐらいつくるのかというところで、あくまで800ぐらい受け入れられる施設であれば3つということで、定員によって受け入れられる人数が違いますので、一概に3施設、4施設というのは今現在では言えないところと、あと子ども・子育て計画、今年度ニーズ調査の年度でありますので、調査をすると多分需要が伸びると思いますので、まだまだつくっていかねばいけないのかなという認識は持っております。

2点目の病後児保育に関しましては、公立保育園の保育士の負担軽減だけではなく、当然ご答弁差し上げたとおり区民のニーズがありますので、そういった面でも病児保育室への転換というのは必要性が高いのかなというふうに考えているところです。

3点目は、保育士が休める方策等々ということでございますが、そちらに関しましては、私どもも区で定めている働き方改革もありますので、さまざまな手法をもちまして人員の確保と休める環境づくりについて全力で取り組んでまいります。

#### ○南委員

ぜひ病児保育のほうも区民のニーズを受けとめることはもちろんですが、そこを支える職員、保育士がきちんと自分の子どもが少なくとも休まなければいけないときは、本当にみんなでフォローし合うというか、職員配置がきちんとされていなければ、気持ちがあってもできませんので、職員配置も含めてちゃんとしていただくということが区の責任だと思いますので、そこは強く強調したいと思います。

それから、体育館の空調ですが、今年の猛暑を体験する中で、急にこういう予算も組まれてきたと、そういう認識を持っているのですけれども、だからこそ私は本当に時間をかけずに、予算の許す範囲でですが、一気にやっていただくことが望ましいと思うのです。できるだけ第1回目のグループ、第2回目のグループというふうにしなくて、来年の夏に間に合うような、そういう対応をしていただきたいというふうに思っています。そういうふうにとめていいのかどうかというのを確認して終わりたいと思います。

#### ○有馬庶務課長

できるだけ早目ということでは考えておりますけれども、現実問題としてもある程度設備、設計して機械を入れるということですので、せつかく補正予算も組んでいますので何校かは夏に間に合わせたかなとは思っていますが、一気に来年の夏というのは現実的には難しいと思っています。できるだけ早期のうちに計画を立てて実行していきたいと思っております。

#### ○南委員

とりあえず今はいいです。

#### ○飯沼委員

補正予算書の17ページのところに、病児保育施設開設経費助成と書いてあるので、この助成の中身とか割合を教えてくださいというのが1点です。

あと、病後児保育が保育園の中で行われるようになってから、その後病院関係、医師の協力を得て、病児保育が始まったわけですが、基本的に病後児保育と病児保育というのは、どこに線引きがされて、どう区別されていて、保護者とか職員に周知をしているのか、基本的なところを教えてください。

#### ○佐藤保育課長

病児保育の関連のご質問を2点いただきました。

1点目の補助金の内訳でございますが、1,350万円につきましては内装工事費の上限で、その差額の400万円に関しましては、備品の購入費の上限になっておりまして、あわせて1,750万円となります。

2点目の病後児保育と病児保育の線引きの部分ですが、病後児保育は病気が治った回復期に、回復しているにもかかわらず集団保育が難しいと判断した場合にお預かりする施設でございまして、病児保育に関しましては、重症ではないけれども、病気で集団保育は難しいという場合にということで、病児保育からだんだん治ってきて、回復期で病後児保育と流れるような運用でございまして。

#### ○飯沼委員

今、病後児と病児の言葉の上では回復期等わかるのですが、親御さんの判断というのはなかなかここ、難しいですね。そういった意味で、判断される方がいるのか、申し込みがあったらどちらでも受けていくのか、厳密に区別されているのか。親の思いからすると、なかなかそこは難しく、骨折とか、そういうのだとわかるのですが、病状がどういう段階にあるのかという判断はなかなか難しいと思うのですよね。その辺はどこで判断するのか、親の立場からすると、医師がすぐそばにいる病児保育のほうが安心かなという気がするのですが、その線引き等はどなたが判断するのかというあたりを教えてください。

#### ○佐藤保育課長

病児、病後児保育の線引きの点なのですが、熱があるかどうかというところと、あとサービスを受けるに当たって、児童連絡票というところで、お医者さんのほうに関わっていただいて、利用可能かどうかという判断をいただいております。その辺が1点目で強いところございまして、委員ご指摘は、電話で事前に各保育園に病後児保育を受けたいと相談した場合のご心配だと思っておりますが、そこはまさにちょっと保育士のほうで説明がなかなか行き届かなくて誤解を受けたりする問題もありますので、その辺に関しましては施設長会や研修を通じて病後児保育の受け入れる条件については、再度周知をしているところでございます。

#### ○飯沼委員

熱があるか、これははっきりしていると思って、医師にかかるということが前提ということですか、医師にかかった場合に、何か証明とかが必要なのですか。それにはお金がかかるのか、かからないのか、面倒ではないのか等教えてください。

#### ○佐藤保育課長

病児保育の児童連絡票の関係でございますが、医師会のほうにお願いして、無料で出していただいているところでございます。

#### ○飯沼委員

学校の空調の設備なのですが、1校およそ幾らぐらいで設計段階から設置までかかるのかというのと、先ほど早期にという願いに対して、来年の夏はちょっと難しい、でもなるべく早くとのことですが、その辺のめどがどのくらいなのかというところ、あともう一点は、避難所の機能としてもすぐく

期待をされるわけですがけれども、やはり心配されるのが電源の問題なので、その辺をどう考えていくのか、その辺を聞かせてください。

#### ○有馬庶務課長

まず、設置コストに幾らぐらいかかるかということですがけれども、一応今回の補正予算の中では、具体的には芳水小学校の工事費を7,920万円と計上しています。これはある程度、芳水小学校のレベルでの話ということにはなっています。全体のコストについては、その採用する方式が大きく分けて電気式ガス式等、いろいろありますので、一概には言えませんが、大体1校の中では6,000万円ぐらいから、大きいところで、義務教育学校だと1億円ですとか、それぐらいのレベルになるのではないかというようなことで、まだ具体的に正確な金額ははじいていませんけれども、おおよそそのくらいになってくるだろうというふうに思っています。

それから、来年の夏ということで、先ほども申しあげましたけれども、室外機がうまく置いて、工事も順調にいくというところがあれば、幾つかは夏の前に間に合わせていきたいという気持ちはあります。ただ、それは現場を調べてからという形になりますので、できるだけ早くという気持ちではいきたいと思っているということでご理解いただきたいと思います。

電源につきましては、ガス式や電気式、いずれにいたしましても、電気がまったく来ないということになれば、学校が持っている自動電源発電だけではある程度そこに割り振ったとしても、それだけの能力はありませんし、そこは一定程度電力の復帰を待たなければいけないかなと思っています。通常あるものは、やはり夜間でも避難所のトイレに行ける照明等にも使っていかなければいけないので、それを全部振り分けてクーラーに使っていくというのは、現状では難しいのではないかなというふうに考えております。

#### ○飯沼委員

新たに冷暖房、空調設備が全学校の体育館につくというのは本当にうれしいことですし、避難所の環境改善にも大いに役立つのでうれしく思っています。電源確保の問題はさまざまな検討が必要だと思います。この間の本会議場でも自然エネルギーの活用とか、いろいろ出されていたので、本当にせっかくなかった空調が稼働できるような電源の確保を考えていただきたいと思います。よろしくお願いします。

#### ○石田(し)委員

学校の屋外運動場等についてですが、我々もかねてからこの要望をずっとしてきて、実現に向かって動き出したのは大歓迎をしますが、一方で、今改築をしているところについて、いわゆる3、経費内訳の(2)の部分ですがけれども、もしに仮に改築をする段階で体育館に空調設備を入れるということを計画していたら、どれだけ今記載されている経費よりも削減ができたのか、まず1点教えていただきたいです。この経費内訳の中で、いわゆる設備工事設計委託、設置検討委託、設置工事、実施設計委託という項目が出ていますけれども、これは設置までの段階でいくと、設置工事設計委託、実施設計、設置検討、電気設備工事設計委託という順番、いわゆる工事までの工程の中で、今出ている委託が幾つかありますけれども、特に電気設備工事設計委託と、設置検討委託というものの違いは何なのかというのを教えていただきたいと思います。

あと、いわゆる改築中の学校の経費について、事前にもし設置をできていたのなら、どのくらい削減ができたのか教えてください。

#### ○有馬庶務課長

それでは3、経費内訳の(1)、上のほうからの電気設備と設置検討の絡みですがけれども、基本的にこれ

は対象の学校が異なっていて、電気設備工事というのは、まだ改築が終わっていない学校を対象としておりまして、今持っている電源設備、いわゆるキュービクル、目安のところの能力をこういったものを入れたときに、どのくらい改修が必要なのかということを設計していく経費という意味でそこに記載しております。

3番目の設置検討委託というのは、既に改築が終わった学校につきましては、その辺の設計はもとより、それはある程度把握しておりますので、電気式がいいのか、ガス式がいいのか、ほかに何式がいいのかという設置場所等も含めて、どういう方式で設置ができるかということを改めて検討する中身で、この検討費を計上しています。対象の学校が違い、項目が違うということで、まず押さえていただければと思います。

それから、既に改築が始まっている学校がそもそもやっていたらどのくらい削減できたかということですが、基本的には今回は全て追加工事、追加で配管をするという場所までは設置してありましたけれども、そこに具体的にどのように空調設備を設置するかというのは別になっていました。これは別工事発注するということなので、前の工事でどれだけまとめてやれば削減できたかというのは、非常に算出が難しい話というふうに今のところ捉えております。

#### ○石田（し）委員

設計委託の件ですけれども、いわゆる3の(1)の①に関しては、古い学校で全体的なものをまず調査をかけないとわからないということですよ。③は一定改築等がされていて、配管とかはある程度準備はしているけれども、何方式にするかというのを検討するということですよ。となると、要は①と③に今後かかってくるものというのは、どちらにも実施設計がかかってくる、設置工事の設計もかかってくる、設置工事がかかってくると。あと3段階あるということでもいいのか、確認をさせてください。

それと、工事の経費の部分ですが、②の城南小学校と③の後地小学校では、何で金額がこんなに違うのかも疑問なのですが、これもいわゆる芳水小学校のように今後設置工事と設置工事監理委託はかかってくるということですね。それがいわゆる別工事なのは補正ですしわかるのですけれども、もし仮に学校改築をする段階でまとめて設計をされていたときというのは、この費用というのはいかからなかったのか、それともまとめてやってもかかってくる費用なのか、経費の金額はいろいろ算出方法があると思うので、金額のことは置いておいて、この費用というのが実際に改築をするときにはかかっていたのか、それとも、そのときにはまとめてだからかからないのか、そこを教えてください。

#### ○有馬庶務課長

まず、設置検討した後、実施設計工事というふうに進むのかということですので、現状からいけばそういうふうな形で進みます。ただし、今若干スピードアップという面で、一部リース方式ということも念頭に入れながら進めたいと思っていますので、必ずしも工事費というふうにはならないかもしれないというふうに考えております。

それから、城南小学校、後地小学校の金額の差につきましては、城南小学校は地下の体育館になっておりますので、設備的に少し小さいものでも冷やすことができるだろうと、ある程度工事費に連動して委託費がかかってくるので、これが金額の差になっております。

それから、この実施設計が終わった後は、ここは工事で行うつもりでおりますので、工事、工事監理費というのがかかってくる。

それから、最初から空調を入れておけば設計費がもっと安くなったのではないかとありますが、そこははっきりとはわかりませんが、基本的には設計費は個別に積算をされているものなので、

まとめて行ったからといってこれが全部かからないということではありません。設計事務所のほうでやはり積算はしますし、工事費が上がれば、それに連動したパーセンテージである程度設計費というのは出てきますので、まとめたからかからないということではなく、その分かかってきているものだというふうに考えております。

#### ○石田（し）委員

ご丁寧にありがとうございます。何が言いたいかという、学校のみならずですけれども、いわゆる行政の建物に関して、多くは今回の冷暖房もそうなのですが、施設について10年なり20年先に何を使っていくのかというまで見据えて、そのときにはまだ判断ができないのかもしれないので、そこはあれですけれども、一定の将来を見据えたものをしっかりつくっていかないと、つくった後にこれが必要だ、あれが必要だとなって、余分な工事をするというのは私は税金のむだ遣いに値すると思うのです。やはりそこはできる限り未来を見据えたもの、可能な部分についてで、想定外の話は別ですけれども、例えばインターネット関係にしても、高齢者施設でインターネットの回線をつくらず、そのまま工事をしたというのが以前ほかのところの施設であって、今後絶対そうになっていくのに、それを見据えないで工事設計をしているなどというのはおかしい話ですので、しっかりそういった部分も含めて学校改築に対しても当たっていただきたいなというふうに思いますので、ぜひその辺はできる限り未来を見据えたものとして一定考えていただいて、工事に当たっていただきたいなというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

#### ○飯沼委員

学校屋内運動場について予算書を見ると、一般財源になっているのですけれども、国と都の補助金のところが今後どうなるのか、どうしていくのか教えてください。

#### ○有馬庶務課長

国と都の補助金ですけれども、国のほうは普通教室の改修工事で補助金を受けたという実績はあります。体育館については今後どうなるのか様子を見ていきたいと思っています。

東京都のほうについては、はっきりと屋内運動場についての補助金を計画しているという情報が来ておりますので、今後その概要は見ていきたいと思っています。

#### ○高橋（し）委員

冷暖房に関しての早急な取り組みは大変素晴らしいことだと思います。それ以前に、今年の夏に関しても扇風機等を急遽厳しいところはぜひと、そういった対応もしていただいて、幾つかの学校は今年の夏の猛暑に合わせて、急遽といたしますか、予算をつけてやっていただいたというのは大変素晴らしいことで、その延長上にこれもあると思っています。

改築工事進行中の小学校でこの数字に出てきているのは3校ですね、鮫浜小学校と浜川小学校と第四日野小学校は改築に向け計画中ということなので、①の芳水小学校的な予算の流れで、つまり改修が終わったときには何校か、芳水小学校のように入るという考え方でよろしいのでしょうか。

#### ○有馬庶務課長

今そのほかに改築をしています浜川小学校、鮫浜小学校、これから行きます第四日野小学校等につきましても、これから実施設計の段階で、体育館がいつまで使えるのかということも見据えながらという形になります。鮫浜小学校は完成まで体育館を使えそうですので、ちょっとその間、簡易型のもので対応していこうかなというふうに考えております。浜川小学校と第四日野小学校については、体育館がどうなるのかを考えながらということで、体育館が何年まで使えるかということを見ながら、その間の

手当では何かしらとっていきたいというふうに思っております。

#### ○高橋（し）委員

それぞれ工事と体育館を壊してつくるのにずれがあるので、その辺、事業や避難所、もし仮に何かあったときに対応できるように検討していただくということですので、ぜひお願いします。

#### ○つる委員

まず、一般質問でも私どもの会派から屋内運動場についての空調設備設置についてはさせていただいたので、そこでの質疑も伺っているところでもありますけれども、先ほど予算といいますか補助金等の話もあって、一応東京都からは一般質問でお伝えしましたが、都議会の公明党の代表質問で提案して、区市町を支援する、さらにあわせて、重ねて知事が直接受け取って、緊急要望ということで、それに対する明言として来年の夏に間に合うように補正予算を盛り込んで急いでできるようにしたいと、これを明言しているわけです。そういった面ではしっかりと東京都がどのタイミングでというのは、編成と補正予算、これは早期に、さらに都議会公明党としても頑張らせたいところであるのですが、明言しているので、それはしっかりと当然一般質問でも答弁があったように活かしていただきながらというところがあると思うのですね。

その中で、先ほど、これは本当に来年の夏に間に合うようにというのは、誰もが、どこの学校も、先生も、子どもも、保護者も思っているところではあると思うのですが、まず設置工事、これは東京都全体で一斉にそういう形で支援をしますとなって、それぞれの自治体の学校の規模、財政状況等にもよると思うのですが、相当都内全域でそういう工事の動きが加速するのだらうという中にあるのは、工事をしていただく業者の確保ですとか、それが例えば区内で今従事していただいている業者で、区が現段階で予定しているスケジュールの中での設置であれば、区内業者を中心として、その工事がしっかりと賄っていけるのかどうか、そのあたりについてはどうか教えてください。

#### ○有馬庶務課長

まず1点目の補助金の関係ですけれども、東京都のほうからも実際現状の考え方といいますか、そんな調査も来ましたので、そういったものにもしっかりと回答して、補助制度活用に向けて努力してまいりたいと思っております。

それから、実際の工事を始めたときの工事業者の確保ということで、そこは確かに各区も検討を始めたような動きをちらほら聞いているところですので、これから大変だなとは思っておりますが、今回の補正を出すに当たり業者のほうにも少し確認をし始めているところです。今後また新年度予算を組んでいく中においても、その辺の動きはきちんと注視し、業者のほうとも確認をしながら進めていきたいと思っております。

#### ○つる委員

意気込み、意欲を、区として、また教育委員会と示していただいても、業者のほうで受けられませんということになってしまうと、すごく残念なことになってしまいます。今回の場合、東京都に、都知事にも要望したのは、冷房だけではなくて、あくまでも冷暖房ということで、公明党としてはしっかりと明確に、小池知事に直接行って、そこでもしっかりとお願いしますと言っております。当然暖房、冬の時期に間に合えば、それはそれでいいと思うのです。

1点、先ほど既に現在もというところで、戸越台中学校に設置されていると伺ったので、参考に利用状況というのでしょうか、夏、冬、教えていただければと思います。

#### ○有馬庶務課長

基本的に何度になったら何というふうに決まりがあるのかはちょっと正式にはわかりませんが、夏場、冬場、セントラル方式になっており、スイッチを入れれば使えるという状況になっておりますので、普通教室を入れるタイミングで合わせて使っているのではないかなと思われま

#### ○つる委員

この辺、既存の学校によって、さっき石田しんご委員のほうからもあったいろいろな学校の、また体育館の状況に応じて、3の(1)の①、②、③にあるような形で対応が出てきてしまうというところがあるので、どんな形であれ、再三言っているように来年の夏に間に合うような形でというのを求めなければいけないところなのですが、事前にいろいろ確認させていただいた中では、現在の体育館、いわゆる別棟、体育館単独というのでしょうか、それが改築予定されているものを除いて15校、それから校舎と一体的になっているけれども、上層階部分に体育館があるのが7校ぐらいだと思うんですね。

そこで、学校体育館とはまた別だと思うのですが、以前、空調関係で課題としてあった冷えない、暖まらないという課題が区にもかつてあったと思うのです。そうしたときに、戸越台小学校の今話を少し伺いましたけれども、そういうときに、別棟、私の地元の小山台小学校は別棟で一番古い体育館というふうには認識しているのですけれども、今現在も通常の授業、それからイベント等でも体育館をお借りするときがあるのですが、夏場は本当に大変な状況だというのはよくご存じだと思います。だからこそ今回のということなのですけれども、冷暖房が今技術的にすごく進んでいるかもしれませんが、その体育館の冷房効果、ないし暖房効果を上げるために、設置だけではなくて、遮熱をしっかりと強化させる必要性があると思います。

現在の体育館でも一定程度の遮熱は行っていると思うのですが、この設置工事に合わせてその体育館そのもの、当然長い目で見たときの経費とも関係してくると思うのですが、8,000万円、9,000万円近くかけてやっていくわけですから、実際エアコンをかけても全然涼しくない、暖かくないというのでは意味がないと思うので、この当たりの遮熱についての考え方をちょっと教えてください。

#### ○有馬庶務課長

体育館の遮熱の関係ですけれども、古い体育館は、昭和40年ぐらいから建てられたものもあります。今回冷房を設置するに当たって、光熱水費がどれぐらいかかるかということで、光熱水費を抑制する面からも遮熱は必要だなということは意識してまして、ざっくりですが、区立のどの体育館も断熱材等は一応入れているということは確認しました。ただ、昔のものなので、厚さですとか、最近のものとは違って効果はどうか、なかなかそこまでは検証できませんけれども、新しい学校のところは当然それなりの断熱材が入っているものと思っています。ただ、古いところの学校については今後改築というのを見据えなければいけない面もありますので、どういうふうにしていくのか、それもあわせて検討していかなければいけないことかなと思います。光熱水費抑制という面からも直していくときにはきちんと対応していきたいというふうに思っております。

#### ○つる委員

遮熱、断熱材、また塗装も含めて、さまざまいろいろな技術があるそうなので、その経費の部分、コストの部分も言っていただきましたので、そのあたりも含めてしっかり効果が発揮できる、電気代もしっかりと考慮しながら子どもたちの快適な学校、また災害時にはしっかりとそういった対応ができるのがいいのかなと思います。

最後に、1点だけ、2の導入効果の3点目のところに、一般開放における区民スポーツ活動の促進と

あるのですね。屋内運動場そのものが涼しい、ないし暖かいというのは、それはそれで大事なことなのですが、場所にもよると思うのですけれども、そうした一般開放のときに、更衣室とかがあると思うのです。学校の中でどこをそうするのかは、私も全部確認できているわけではないのですが、そういうしつらえがあるところ、ないしそれに当てているところへの冷暖房設備、このあたりの考え方はいかがでしょうか。

**○有馬庶務課長**

今どの学校の体育館のそばに更衣室が、幾つあるかというのはわかりませんが、体育館が入って、その更衣室もということは当然要望も出てくるかと思えます。例えば個別空調で対応できるものなのか、その一体の中でできるものなのか、あわせて検討していきたいと思えます。

**○つる委員**

ぜひそういったところも細かい配慮になると思えますので、今回の議案は屋内体育館ということでの説明でしたが、あわせてそこの全体の中でぜひ積極的に検討していただきたいと思えます。

**○塚本委員長**

ほかにご発言はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○塚本委員長**

ほかにご発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

採決に先立ちまして、各会派の態度を確認いたします。

それでは、自民党・子ども未来からお願いします。

**○渡部委員**

賛成します。

**○つる委員**

賛成します。

**○飯沼委員**

賛成します。

**○石田（し）委員**

賛成です。

**○高橋（し）委員**

賛成です。

**○塚本委員長**

それでは、これより第74号議案、平成30年度品川区一般会計補正予算（歳出 文教委員会所管分）について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○塚本委員長**

ご異議なしと認めます。

よって、本案は全会一致で原案のとおり可決決定いたしました。

以上で、本件および議案審査を終了いたします。



会議の運営上、暫時休憩いたします。

○午後0時08分休憩

○午後1時10分再開

**○塚本委員長**

では、ただいまから文教委員会を再開いたします。

---

**2 請願・陳情審査**

- (1) 平成30年陳情第18号 認可外を含む私立保育所職員に対する品川区独自の処遇改善を求める陳情

**○塚本委員長**

次に、予定表2、請願・陳情審査を行います。

初めに、(1)平成30年陳情第18号、認可外を含む私立保育所職員に対する品川区独自の処遇改善を求める陳情を議題に供します。

本件は初めて取り上げますので、書記に朗読させます。

[書記朗読]

**○塚本委員長**

朗読が終わりました。

それでは、本件につきまして、理事者の説明を求めます。

**○大澤保育支援課長**

それでは、私から処遇改善を求める陳情についてご説明をさせていただきます。

まず、陳情項目1の区独自の賃金加算などの処遇改善策の充実についてですが、区では国の公定価格に基づく処遇改善加算や都の保育士等キャリアアップ補助金の活用により、平成27年度には保育士1人当たりの賃金について平均3万8,000円余、平成28年度は3万9,000円余の処遇改善を実施しております。平成29年度にはさらに国の処遇改善加算により、平均で6,000円の加算、都のキャリアアップ補助金により2万1,000円の加算、また経験年数に応じ、対象者には5,000円から4万円の加算をしております。国や都の処遇改善制度等を活用し、着実な賃金改善を図ることに取り組んでおります。区独自の賃金加算は予定しておりませんが、処遇改善につきましては、宿舍借り上げ支援をはじめ、今年度より実施しております区独自のインフルエンザ予防接種助成など、複数の事業により推進に努めております。

次に、陳情項目2の保育士の配置基準ですが、1歳児については区では従前から国基準を上回る5対1で保育士を配置しており、3歳児については国基準では20対1ですが、区では15対1で配置できるよう、区独自で運営費の加算をしております。あわせて、0歳児園については看護師の配置を実施しています。

なお、陳情にございます国の配置基準は児童福祉法上の配置基準でございますが、この配置基準とは別に、子ども・子育て支援法による施設型給付の充足基準として全ての園で基準外職員として2人、または3人の加配職員が配置されております。区では既に独自の基準を設けており、国の認可の基準を超えた配置をしておりますので見直しは考えておりません。

**○塚本委員長**

説明が終わりました。

本陳情につきまして、ご質疑、ご意見等がございましたら、ご発言願います。

#### ○南委員

賃金加算のところでは、区はきちんと対応していると、そういう状況だという説明と受けとめました。今品川区内の区立の保育園は別として、私立の認可保育園、とりわけ新しくできた保育園のいわゆる賃金に関する処遇についてはどのようになっているか、改めてどう認識しているかを伺いたいと思います。

とりわけ初任給がどうなのか、3年、5年経過して、その賃金はどのように推移しているのか、具体的な状況をつかんでいたら教えてください。

#### ○大澤保育支援課長

平成28年度に個人別に給与を調べたときに、5割以上が350万円以上の年収となっていたという状況は前にもご報告したとおりでございます。

初任給につきましては、平成28年4月の平均が19万5,000円、平成30年4月が21万6,000円、平成31年4月の平均が、今のところ21万8,000円となっております。今年の4月は20万円から23万円が初任給の額、来年の4月は今のところ20万5,000円から23万5,000円で、大体どこも5,000円程度のアップはしているような状況でございます。

#### ○南委員

こういう状況、今数字を示していただいたのですけれども、一般の働く人たちとの賃金との関係で見ると、高いとっていいのか、低いのか、その辺の状況も教えていただきたいと思います。

また、区立で働いていただいている職員の皆さんの状況とも比較をすると、どういうふうに見ているのか、その辺も教えてください。

#### ○大澤保育支援課長

賃金の問題ですけれども、平成28年の賃金構造基本統計調査のときに、おそらく保育士に一番近い条件として、短大卒で、これは区の給与体系も短大卒になっておりますので、短大卒で、90%が女性ということで、女性で、平均年齢から見て、30歳から34歳、勤続年数が5年から9年の方の年収が360万円になっております。先ほど申し上げましたように、5割以上が350万円の収入になっておりますので、ほぼ同じような状況ではないかというふうに考えております。

#### ○南委員

そうしますと、一番最初に説明していただいた5割以上が350万円以上になっていると、こういうことですが、短大卒という30歳から34歳の、ここと比較して、350万円以上というこの方々の年齢というのは、短大卒の30歳から34歳というこの年齢とほぼ同じで見えていいということなのでしょうか。

#### ○大澤保育支援課長

今持っているのが平成28年度の状況でございますけれども、保育士の平均年齢が34歳、平均経験年数が5.5年でございますので、ほぼ同じような状況ではないかというふうに考えております。また、今の数字は平成28年度のもので区の調査も平成28年度の集計でございますけれども、平成29年度にはここにキャリアアップ補助金で2万1,000円の増額と国のほうから6,000円の増額、平均でございますけれども、ありますので、少しこれよりはよくなっております。

#### ○南委員

以前、直接保育支援課にお問い合わせさせていただいたときに、初任給は比較的高く募集して、そし

て数年経過すると、初任給のときは高かったけれども、伸びる率がずっと少なくなって、むしろ額が低くなっているというふうに説明していただいたのを記憶しているのですが、そういう状況ではなくなっているという認識でいいのかどうか、改めてそこを伺っておきたいと思います。

私はやはり短大卒で先ほど90%女性で360万円と、こういう仕事が一般事務職かなと思って聞いていたので、そこもちょっと伺いたいのと、保育士というのは、一般職とは全然違って、早番遅番の変則勤務があるし、仕事への集中度というのは、本当に厳しいところがあります。命を預かるという点で、本当に厳しいところがあるし、休憩時間も十分にとれないというような実態があるのではないかというふうに思っているのですが、そういう仕事内容からして、やはり一般職と比較をして、金額がそんなに変わらないというふうな考え方というのは、もしそうであれば正しくないのではないかなと思ってるので、そのあたりのことをちょっと伺いたいと思います。

### ○大澤保育支援課長

数年たってから差が出るというのは、多分区の職員との差のことをおっしゃっているのかというふうに認識しておりますけれども、今保育士、私立は新しい園ができてきている関係で、かなり若い方が多いため、単純な比較はできないかと思いますが、先ほども申しましたようにキャリアアップ等で350万円以上の方が半数以上ということは、かなり以前より全体的なレベルアップはできているのではないかというふうに考えているところです。

また、平成29年度につきましては、先ほど申し上げたように、キャリアアップと国の処遇改善で、大体平均で年収として30万円以上はそれぞれ上がっている計算になっておりますので、そういう意味では先ほど申し上げた360万円は確かに事務職の方ですけれども、それを少し抜くぐらいの金額にはなっているのではないかというふうに認識しています。

### ○南委員

やはり、単純に一般事務職と比較というのは、私は正しくないというふうにさっきも申し上げたのですが、ほとんどが40時間勤務ではなくて、48時間勤務、あるいはその前後ぐらいと勤務時間も長いと思うのです。そういう点で、仕事の中身を見たときに、やはりそれ相応の処遇というのは必要だというふうに思います。そういうのが不十分過ぎるので保育士のなり手がなく、あるいはもう一度保育士に復帰をしようという状況が少ない事態になっているのではないかなというふうに思います。

それと、この間品川区もキャリアアップで、昨年度も先ほどの説明にあったように、5,000円から4万円加算しているということなのですが、それを加算されても、その人に属人的に給料が上がるというような配置をしている保育園はそんなにないのではないかなと思うのです。同じように大変なのに、あの人が上がって、こちらは上がらない、私も上がらないと、そういう不公平感をなくそうということで園の中でのいろいろな力学が働いて、経営者の皆さんも平等性を保ってこうと重要視して、それなりに額を均等に割って処遇改善を図っていると、そういうことをしている保育園が多いというふうに聞いております。そういう点でやはり、なかなか厳しい仕事あるいは保育料収入が中心となる事業ですので、そんなにばか高く取るわけにはいかないというところもあります。やはり安心して健康で働いていただく、そのことがいい保育につながるというふうに私は思っております。やはり処遇改善、とりわけ賃金の改善は保育事業にとっては必須、やらなければいけない内容だというふうに思うのです。そういう点で、処遇改善をさらに充実してくださいと、そういう陳情者の方々の特に保育現場の方たちからの陳情だというふうに思っておりますので、私は本当にこれは受けとめていくべき内容だというふうに思います。そのことをちょっと一つ意見として申し上げたいと思います。

それから、配置基準ですけれども、先ほど品川区では3歳のところは15対1になっていると、0歳は看護師も入れているということですが、これは加配しているのが当たり前であって、この紹介されている基準というのは、国基準であり、たしか児童福祉法ができたときに出てきた基準で、戦後数十年変わっていない基準ですから、やはりこれを改善するのは当たり前だというふうに思っているのです。この辺のとりわけ3歳児が20対1のところを15対1に区が加算しているという、そのこのところの区の方針について、また看護師を0歳に入れている、加配が必要だということの認識でこういう対応をしているということだというふうに私は理解するのですが、この辺についての加配の方針、なぜここに加配をしているのか、それについて伺いたいと思います。

#### ○大澤保育支援課長

最初の国の処遇改善でございますけれども、平成29年度7割の園で取り組んでおります。委員ご指摘のようにいろいろ園の中で使いづらい面もあって、3割の園が行っていなかったということなのですが、平成30年度については加算部分の割り振りがかなり緩やかになっておりまして、前年度に比べてかなり園の中でいろいろな保育士、若手の保育士にも割り振れるようになってございますので、平成30年度についてはもう少し活用できる園が増えてくるのではないかと考えております。

あと、加算でございますけれども、0歳児園への看護師配置、また3歳児への15対1の配置加算については、やはり保育の質という面で区の方針をあらわしているところでございます。

#### ○南委員

賃金のほうの割り振りの関係で緩やかになっているという、そのことは悪くはないことだというふうに思うのですが、だからといって、よかった、よかったというふうにはならないし、割り振らなくてもいいように、勤続年数何年等という設定をしないで、全ての働く保育士の皆さん、そういう方々に仕事に見合った処遇というのがなされなければいけないと、そこが大前提だと思うのです。そういう点でやらないで、勤続年数等々のところでキャリアアップをしていくという、そういうことというのは、割り振りが緩やかになったからいいというふうに済まされるものではないということはおきたいと思っております。

そして、質を引き上げるための加配なのだというのですが、そのとおりだというふうに思うのですが、やはり3歳の子どもというのは0歳からずっと発達していくわけですが、なかなか発達の過程で非常に自我が芽生えてくる等いろいろなことがあって、なかなか落ち着かない年代だというふうによく言われています。したがって、1人で20人を見るよりは、1人で15人ぐらいと縮小して行うのが必要だということで加配をしているという考え方だと思うのですが、だからこそ、やはり職員の配置基準というのは、もっと改善されなければいけないというふうに思います。

確か1年前のときにも1歳児を6対1ですが、4対1に引き上げてほしいと、そういう趣旨の陳情が出されたというふうに記憶しているのですが、私は本当にそういうことで底上げをしていく、一人ひとりの子どもをしっかり捉えて、信頼関係をもって、その子の要求が受けとめられる、そのことによってほかの子どものかかわりができる、いろいろな遊びに展開していけると、そういう保育の集団の力がやはりそこにあるというところで、子どもを成長させていくという点で、やはり配置基準の底上げ、引き上げというのは重要だというふうに思いますので、ぜひとも3歳児のところだけではなく、1・2歳児のところの基準の引き上げもやはりしていただきたい。こういうふうに思っております。こちらのほうに引き上げる必要があるのではないかとこの点についての認識を伺いたいと思います。

## ○大澤保育支援課長

最初に国の処遇改善でございますけれども、勤続年数によって違うことについては、3年以上とか7年以上ということで、なるべく長く働いていただきたいという思いもあって設定しているものだというふうに認識してございます。

保育士の配置でございますけれども、1歳児については国基準を上回る1対5でやっております。あとは、保育士の配置というのは、定員と在籍の多いほうで配置しております。今私立については特に定員全部は入っていないので、大体平均して85%なのですけれども、それに対して定員分の保育士配置をしておりますので、この陳情にあるようなトイレにも行けないほどきついという状況ではないというふうに思っております。

## ○南委員

トイレに行けない状況、とんでもないことだと思いますよね。そういう自然生理現象に対してきちんと要求が満たされないような職場なんていうのはとんでもないことだというふうに思います。そういう状況、発言は非常に残念ですし、そういうこと自体が異常なわけです。異常だと私は思っているのです。だから、引き上げをしてほしいというのは当然の要求だというふうに思います。

それから、長く働いてもらいたいから一定の年数を区切ってやっているのだということですが、別にそういう措置をしなくても、長く働いていただけるような、そういう環境をつくるのが大事なわけで、そういう措置をしなければ長く働いてもらえない、逆だと思うのですよね。したがって、そこについても、そういう考え方でやっていること自体が間違っているというふうに思います。きちんとした底上げが必要だということを強調したいと思います。

## ○飯沼委員

先ほど課長からご説明いただいて、区の個別の調査をしたら、5割以上が年収350万円以上であったという報告があったのですが、この調査というのはどこの部分までだったのか、今日の出されている陳情は認可外を含め、私立保育園職員に対する処遇改善を求めているのですが、区が行った調査というのは、認可外とか認証とか、その他のところも含まれているのかどうか、それを1点教えていただきたいのと、冒頭、国と都の公定価格とか、キャリアアップで幾ら上がった、細かくいろいろ言っていたのですが、結果として1人平均どのくらい上がったのかという、トータルのところをわかったら教えてください。

## ○大澤保育支援課長

区の調査は、私立認可保育園の給与の調査でございます。平成29年度は上がった額としては、平均ですけれども、6万6,000円の見込みとなります。

## ○飯沼委員

私立認可保育園で平均6万6,000円の見込みだったということなのですが、認可外とか、認可外のところは調べられていないのでしょうか。今日訴えていらっしゃる方の中には、結構認可外とか認証とかで働いている方がたくさんいらっしゃる場所での訴えなのです。報道で取り上げられているほどの額にはなっていませんというところなので、やはりここに目をしっかりと向けていかないといけないと思うのですね。

一定改善はされたけれどもというところが今課長から報告があった部分であると思うのですが、実際に手元に幾ら届いたのかというところまで認可外も含めて調査がされているのかどうかというのと、あと国から一律に出ている部分もありますけれども、キャリアアップの研修、キャリアアップのこのアッ

プの部分というのは、研修を受けないと出ないお金で、どのくらいの割合の方がキャリアアップの研修を受けているのかということも含めて、つかんでいたら教えてください。

#### ○大澤保育支援課長

給与の話ですけれども、認可保育園は公定価格として区が出している部分とキャリアアップも区を通して出しているんで、一人ひとりの給与を報告していただくことはできますけれども、認可外については給与についての補助金を出していませんので、そういう意味でちょっと給与を全部報告しろというのはかなり難しいことではないかというふうに考えており、調査をかけたことはございません。

キャリアアップの処遇改善のほうの研修でございますけれども、平成34年までは研修を受けなくても対象になりますので、区内の認可保育園については7割の園で対象になっています。

研修をどのくらい受けているかという人数については、今のところ把握はできていません。

#### ○飯沼委員

今のところで、研修を受けなくても7割の園で出ているということですが、3割というのはなぜ受けていないのか、何か障害があるのかどうか、ちょっとそこを教えていただきたいのが1点です。

あと、保育士の配置基準のところなのですか、これによると3歳児、15対1というふうに基準になっているのですけれども、20対1が15対1に変わったのではなかったですかね。そういうふうに認識しているのですけれども、違ったら教えてください。

あと、品川区は5対1ですとおっしゃるのですけれども、都の基準のところでは5対1ですよ。多分23区全部5対1だと思うので、そこがもし違っていたら教えてください。

#### ○大澤保育支援課長

処遇改善Ⅱというのがいわゆるキャリアアップの国の部分の加算ですけれども、行っていない園はやはり園の中で配分するのが難しいという理由で実施していませんが、平成30年度はその配分についてかなり緩やかになって、園の中の3分の1の人しかだめであるとか、5分の1の人しかだめであるということが緩和されているので、もう少し高い率で使う、活用するようになるのではないかというふうに見込んでいます。

国の認可保育所としての基準は、3歳児は20対1です。都のほうは6対1、認可の基準になっています。東京都として5対1だったのはだいぶ昔、多分平成18年までです。

#### ○飯沼委員

国基準が1歳児は6対1ということで、都基準がなくなったということですかね。でも、どこも多分5対1でやっていると思うので、品川区が特別手厚くやっているわけではない。私たちとしては1歳児、ここにも書いてありますけれども、自我が芽生えて、お散歩に行っている姿を見ると、あっちに行きたい、こっちに行きたい、あと座り込んで何か始めたりという子どもたち、いろいろぶつかり合って、かみつきがあったり、引っかきがあったりと、本当に保育をしている人たちは毎日子どもたちの安全を守るために必死になって働いているというところにおいては、私は6対1が5対1になっても、本当に1歳児というのは見られないと思うのです。5人を1人では絶対見られないというところにおいて、やはりこの基準をどうしていくのかというのが保育の質を上げていくまず第一であろうなど、保育士の目が届く、一人ひとりの気持ちがかみ取れるような保育をしていくためには、ここに例えば5対1と書いてありますけれども、6対1が戦後ずっと続いているこの基準を国にも求めなければいけないし、国が変えないのだったら、実際に子どもたちを見ているこの地方自治体のほうから変えていく、そういった姿勢がとても大事だと思いますし、4歳児以上のところも実際は30対1、幼稚園が今30とか32

対1になっていますかね。

1日最低でも11時間保育をしているというところにおいては、長い時間帯なので、実際にこの配置基準が変わらないと、1日の朝から本当に夜までの保育のところが手厚くなっていかないという意味では、本当にここの職員配置の基準を変えていく。こうやって毎回、去年も出してくださったけれども、とても勇気のある陳情だと私は思うのです。やはりそこで働く人々が実態を、声を大にして訴えていくということは、子どもたちの環境をよくしていく意味で、すごく大事だと思うのですが、実際にここに書かれていることを受けとめて、品川区の保育課としては国の配置基準をどう捉えていらっしゃるのか、十分なのか、いやちょっと問題だけれども、変えていかなければいけないのだけれども、なかなか難しいと思っているのか、その配置基準に対しての考えを聞かせてください。

#### ○大澤保育支援課長

ここの20対1とか30対1というのは、あくまでも認可保育所としての基準でございまして、先ほども説明しましたけれども、このほかに各園で看護師や3歳児の加算や基準外職員で最低でも3人の加算と看護師等がごさいます。確かにここに書いてある20対1、30対1ではきついというふうには認識してございますが、では4・5歳児を本当に30対1でやっているかという、そういうことはなくて、4・5歳児のクラスの定員は今平均して大体15名程度で、そこに担任がついていますので、30人を1人で見ているような園はございません。4歳児で一番今多い園が24名でございましてけれども、担任は24人に対して常勤2名と非常勤1名の3人で担当しております。国基準の30対1では確かにきついという認識はございますので、それ以上の配置はしているところを確認しております。

#### ○飯沼委員

国基準というのは、これをベースにして公定価格で人件費などが払われているということになっていくのですが、今、看護師加配とおっしゃったけれども、品川区は看護師が配置されている分、保育士と置きかわっているのではないですか。昔は保育士がちゃんと3対1で配置されて、プラス看護師がいたのですが、そういうところが少しずつ削られて加配になっていない。本来20対1とか30対1というのは、8時間開所のときの基準なのですよね。それがどんどん延長保育で長くなっているから、単純に計算して、1.5倍以上いなくてはいけない、そういう加配すら現場の保育園は一体何人プラスで加配されているのかとわからないという実態の中で、やはり基本はこの配置基準を引き上げていく、これは、本当に戦後引かれたままの基準ですので、これでいいはずがないですよ。

今、幼稚園もそうですけれども、小学校、中学校にしても、やはり行き届いた教育をしていくために、クラスの単位を小さくしていくという声がいっぱい上がっています。本当に生まれた赤ちゃんから一人ひとりが本当に自分を出して受けとめてもらって、自己肯定感が育っていくという、保育環境していく基礎がここの定数にあるので、ぜひここの定数問題というのはずっと言われ続けている中身なので、実際に30対1……。

#### ○塚本委員長

飯沼委員、国基準をどうこうしてくれという陳情ではないと思います。国基準については今お話がありましたし、国基準を区から変えるということでもないので、もうちょっとこの陳情の内容に沿って、品川区の配置ということでまとめていただきたいです。

#### ○飯沼委員

だから、国基準が不十分なので、地方自治体に対して、品川区に対してもっと引き上げてほしいと求めているというところを……。

## ○塚本委員長

それについてのご質疑はこれまでもしてきました。

## ○飯沼委員

はい、ぜひ受けとめていただきたいと思います。

やはりフランスなどよその国の例などにぜひ目を向けていただきたいし、保育者の悲願なのですよね。それを保育課自体が受けとめられないということ自体が、変わっていかない大きな原因ではないかなと思っています。職員の声というのはどういうふうに受けとめているのか、最後に伺います。

## ○大澤保育支援課長

看護師は保育士のカウントに入れていません。1歳児は1対5、3歳児は1対1.5で基準をつくって運営しております。

先ほど申しあげましたように、私立園に関しては、今定員いっぱいに入っていないんですが、定員分の保育士を配置しておりますので、私は私立園をかなり回っていますけれども、特にものすごくきついというような声は聞いておりません。

## ○つる委員

今の質疑もこの審査の参考になるのですが、この間、区に求めるというスタンスもあるのでしょうかけれども、公明党の場合はネットワーク政党で、国政、都政、また区政、各自治体と連携をとって、国それから東京都、それぞれに現場の声を届けて、いわゆる議会側というのでしょうか、政党としてのそういう処遇改善、これを進めてきたところなので、今質疑を聞いていて、そうした視点での取り組みということも一方で非常に大事なのだろうなど。現場の声、現場の声とおっしゃるのですけれども、現場の声を伺って、それをしかるべきところに届けていくといったことも大事なのかなとちょっと感想的に思いました。その上で、昨年も同様の陳情で、逆に言うとそれだけ例年出ているということは、一方でそれだけ保育士の方の現場の実際的な感覚、実感としての処遇というのはまだまだ手厚くしていかなければいけないと、そういうあらわれの一つになると思うのですが、そういう中で、そういう適宜必要などところに手を打ち、実際に引き出させて処遇改善に活かしているというところがあると思うのです。

その中で、昨年こんの委員のほうからこの文教委員会で、個人別の給与はしっかりと反映されているかどうか、これをやってくださいということでお伝えさせていただいて、全体の数字になっていますけれども、5割以上が350万円以上ということで、こんの委員のほうから指摘させていただいて、各職員の方への給与の反映というところの数字かと思うのです。その上で、平均でどのぐらい上がっているのかという先ほどの質疑の中で、6万6,000円と、どこを基準にするかだと思うのですけれども、昨年は7万4,000円が平均ですというご答弁があったのですが、ちょっとその数字だけ確認させていただきたいと思います。

## ○大澤保育支援課長

平成27年度に3万8,000円、平成28年度に3万9,000円上がっているというのは、平成24年度が基準になっています。平成29年度については、6万6,000円の見込みですけれども、まだ平成29年度の集計が終わっていませんので、結果として幾らになるかについては今集計中でございます。

## ○つる委員

そういう機会があるかどうかはあれですけれども、こうした質疑の中でもそれがわかった段階でまたある程度教えていただきたいと思います。



## ○石田（し）委員

まず、処遇改善なのですが、つる委員からもお話があったように、我々も現場の声を聞いて都政、区政にその声を届けて、実際国でもさまざまな処遇改善策というのが出てきたのかなというふうに思っております。

賃金に関してはもちろん区独自でやるという視点もなくはないですが、やはり待機児童対策も含めて考えた場合には、国レベル、東京都レベルである程度広域的に取り組んでいかなければいけない課題かなという中で、区として先ほどからのご説明で国、また東京都のさまざまな改善策、制度を使ってこれまで賃金アップに取り組んでおられるということでしたが、区として、例えば東京都や国に対してこういった処遇改善というのが、都レベル、国レベルで必要ですというような声を届けるというのは、どこかのタイミングでやられているのでしょうか。区の取り組み、都と国に対しての取り組みについてどのようにされているのかお知らせください。これはいわゆる二つ目の配置基準のところも含めてですが、どのように都と国と話をされているのか、教えてください。

## ○大澤保育支援課長

都で待機児童対策協議会等がありますので、そういう場面で意見として出していくことはしております。特に処遇改善Ⅱの研修については、必須だとなかなか難しいということで、それは各自治体から出た意見をもとに平成34年まで延長されたということでございます。

## ○石田（し）委員

ぜひいろいろな場面で区として意見を言えるところがあるのかと思うので、そういった部分では積極的に現場の声も含めて届けていただきたいなというふうに思います。

それで、先ほどから随分改善はされてきているといった中で、そもそも処遇改善をするに当たっては、離職を多くの保育士の方がしてしまうと。いわゆる離職率が高い中で、何とかそのまま継続して、保育士として働けるような環境をつくらうということで、さまざまな加算、また制度がつくられていると思うのですが、実際ここ数年こういった改善、いわゆる賃金の中で改善がされている中で、保育士のいわゆる離職というのがどのような傾向に来ていて、今後どのような見通しを区が持っているのか教えてください。

## ○大澤保育支援課長

保育士の離職についてでございますけれども、今区内の事業者の離職率で15%を超えると何か理由があるのではないかと、ちょっと多いのではないかとということでヒアリングを行ったりしています。大体1割はどうしてもやはりいろいろな理由で入れかわりがあります。離職率としては全体的に、きちんとした統計ではないですけれども15%を超えた理由でヒアリングをする回数が減ってきているので、下がってきているかなという感触は持っています。ただ今かなり事業者間では熾烈な競争で、少しでも給与を高くして、うちにとり引き抜きのようなこともあるというふうに聞いております。そういう意味で、離職、園を変わるという意味では、少しこれからの競争の中で、もしかすると高くなってくる可能性があるのではないかとというふうに考えています。

## ○塚本委員長

ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

## ○塚本委員長

ほかにご発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

それでは、本陳情の取り扱いについてご意見を伺いたいと思います。

継続にする、あるいは結論を出す、どちらかご発言願います。

また、結論を出すのであれば、その結論についてもご発言ください。

それでは、自民党・子ども未来からお願いいたします。

#### ○渡部委員

本日結論を出して、不採択にしたいと思います。

この1時間の議論の中でさまざまな話を聞かせていただきました。やはり、国や都のほうでもさまざまな施策を打ってきて、いわゆる待機児童の解消、もしくは保育士の方々の労働改善といいたいでしょうか、そういう形であたられていて、最後の質問はまさにそうだと思うのです。ある程度その部分が行き届いてくるから、今度は民間のほうで競争が生まれてくる、これはどこの社会でもそうでしょうけれども、引き抜きというのもこれから出てくるのではないかと等、懸念もあります。そのような感じで、賃金等に関しても上がってきておりますし、制度に対しましてもそれぞれ国基準プラスアルファをなされているわけですから、引き続きこのまま続けていただきたいと思いますので、不採択でお願いします。

#### ○つる委員

本日結論を出すで、態度は不採択です。

理由は、先ほど質疑をさせていただきましたことと、また、ほかの委員からの質疑も確認させていただいて、昨年の議論を参考にしながら、渡部委員のほうからもありましたけれども、答弁にもあったとおり、事業者のほうから、例えば当然保育士一人ひとりの処遇を改善してあげたいという強い思いは何度も伺ったこともありますし、逆に保育士からも処遇を改善してほしいという声もありました。あくまでも子どもたちに本当に充実した保育、安心安全な保育というところは絶対外せないところなのですが、一方で、区としても当然支援策というのは何らかの形で必要だろうという課題意識がある中で、ご答弁があったとおり区で何とか引き上げると、ほかのところから保育士が品川区にたくさん移って、ある意味ではいただけるというか、そういった中で、逆に日本全体で見たときの待機児童対策になるというのと、保育士不足になる、そういう全体観に立った課題、これをどういうふうにしていくのかという部分では、やはり一定程度の広域的な形で保育士に対する処遇改善という、その視点も一方でやはり大事なかなというところでは、なかなか当然保育士一人ひとりの処遇改善、これは引き続き国を挙げて、また保育行政を都道府県を挙げてやっていただきたい部分ではある中で、今申し上げたとおり、そういうジレンマを抱えた部分があるのかなというところはあるかと思います。

また、基準については、昨年もありましたが、今回も質疑がありましたけれども、区は、そうした面では基準以上の、区としての基準、それから加配、これも解消しているところがあるし、賃金についてはそういう部分もあるので、この陳情については不採択ですが、ただ一方で、保育士に対する処遇改善、これは全行政を挙げて支援策をこれからもしっかりとつくり上げてもらいたい、そういうふうに思います。

#### ○飯沼委員

今日結論を出すということで、採択を主張したいと思います。ちょっと意見を添えさせてください。

タイトルにありますように、この陳情は、認可外を含む私立保育所職員に対する品川区独自の処遇改善を求める陳情ということで、今日の説明からすると、認可外を含めた職員に対する処遇というのはまだまだ不十分ですし、報道で取り上げられたり、報告にあるほどの額が手元に行っていないということがここにしっかり書かれています。そういった意味では、やはり品川区内の子どもたちを預かり、保育

をしてくださっている職員の方々に対する処遇改善というものを区がしっかりとつかみ、改善をするための努力が求められていると思います。それが1点です。

あと、保育士の配置基準についてもそうですけれども、このところ、本当に規制緩和が進んでいる。その中で、非正規雇用が増えて、どんどん非常勤の人に置きかわったり、アルバイトの人に置きかわったりしている中で、保育士たちが頑張っているのです。そういうこと自体がやはり子どもたちの育つ環境を悪くしているという意味では、大もとの国基準を変えるためにも、一番下を書いてありますように、認可保育所で独自に基準を引き上げることで、認証保育所などの認可外保育所でも基準を上回る配置が可能となるようにしてくださいと。やはり、どの子にも、区内の子どもたちに行き届いた保育がなされるようにという意味での熱い思いなので、私はとても勇気ある陳情だと思っていますので、こういうのが採択される品川区にぜひなっていただきたいと思います。

#### ○石田（し）委員

本日結論を出すで、我が会派としては不採択でお願いしたいと思います。

理由は、先ほど質疑の中でお話をさせていただいたとおり、賃金に関しては、もちろん区独自で加算をするときというのはあるのかなというふうに思いますが、現状はしっかり東京都、国の制度をしっかりと活用させていただいて、処遇改善に努めていただきたい。また、課長からのご答弁の中で、区としても独自で賃金のみだけではなく、さまざまな施策によってその処遇改善に努めていくというお言葉もありましたが、ぜひそういった形で改善を図っていただきたいと思います。

配置基準のところですが、ご答弁の中で、区としてはしっかりと現状も行っているといった中では、特段今の時点で区としてそれをさらにというものではないのかなというふうに思います。しかし、一方で、先ほど質疑の中でもお伝えしましたが、これは区独自のもの、また東京都、国、そういった広域でやらなければいけない課題というのは、しっかり分けて、区でできることはもちろん全力で取り組んでいただきたいのですが、東京都や国に関しては、しっかり区が持っているノウハウや知識をぜひ届けていただいて、全体でさらに改善ができるように、その辺はお願いしたいなというふうに思います。今回のこの陳情に関しては、不採択ということで結論を出させていただきました。

#### ○高橋（し）委員

結論を出すということで、不採択ということですよ。

理由としては、処遇改善策についての区の対応については、先ほどさまざまな処遇改善策が使いづらいといいますか、そういったようなことも含め、ヒアリングをしながら声を上げていったというご答弁もありました。そのところで、区としての役割はそういった声を上げていく、また実効的であるかどうか、一番身近なところですのでチェックを今後もしていただくというような立場であるかと思います。

区独自の加配や先ほどの看護師のお話ですが、そちらは区としてできることは進めているということですので、その点についても常に検証して、今後に向けて努力は続けていっていただきたいと思います。ということで、現状の対応については、なかなかどこまで浸透しているかというところはありませんけれども、そういった点では現状の仕組みで区のほうは努力をされているということですので、不採択ということですよ。

#### ○塚本委員長

それでは、本陳情については、結論を出すことのご意見でまとまったようでございますので、そのような取り扱いでよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

### ○塚本委員長

それでは、本件は結論を出すということで、先ほどの質疑でそれぞれの方のご意見を伺いましたので、本件については、挙手により採決を行います。

平成30年陳情第18号、認可外を含む私立保育所職員に対する品川区独自の処遇改善を求める陳情についてお諮りいたします。

本件は挙手により、採決を行います。

本件を、採択とすることに賛成の方は挙手を願います。

[賛成者挙手]

### ○塚本委員長

賛成少数でございます。

よって、本件は不採択と決定いたしました。

---

(2) 平成30年陳情第19号 「(仮称)空のはねこども園はたのだい」(旗の台2丁目)の事業者指導等を求める陳情

### ○塚本委員長

次に、(2)平成30年陳情第19号、「(仮称)空のはねこども園はたのだい」(旗の台2丁目)の事業者指導等を求める陳情を議題に供します。

本件は初めて取り上げますので、書記に朗読させます。

[書記朗読]

### ○塚本委員長

朗読が終わりました。

それでは、本件につきまして、理事者の説明を求めます。

### ○大澤保育支援課長

それでは、私から本陳情についてご説明をさせていただきます。

まず、保育事業者への適切な指導についてございますが、区は昨年12月より近隣の方からいただいたご意見・ご要望について、当該保育事業者にお伝えし、近隣への丁寧な説明や各ご要望への対応について、繰り返し依頼してまいりました。引き続きご要望が上がっております各項目につきましては、当該保育事業者に検討を依頼し、調整を図ってまいります。

ただし、当該施設は民設民営でございますので、東京都の定める認可基準や各関係法令に違反しない限り、各項目の実施については最終的には事業者の判断となります。認可保育園の認可権限は東京都にございます。区が強制力を持って保育事業者に定員削減等の実施を求めることは困難です。

次に、区の独自基準、要項の作成についてですが、区では保育事業者から新規開設提案があった際には、区の方針、区独自の指針について書面をもってお示しした上で、対面にてご説明しております。陳情の理由として、特に近隣説明が挙げられておりますが、このことについても区は従前から各保育事業者に実施を依頼しております。他区の事例と同様に、当区におきましても、要項という形式ではございませんが、新規開設予定案件に関する近隣説明についてという文書により、手順、内容、配布資料等についてお示ししております。

また、保育所を開設するにあたってという文書に、運営を含む全般的な区としての基準を明記しております。そのほか、事業者にご説明し、お渡しする資料にはスケジュール、待機児童の状況等含まれ

ております。

以上のように、区独自の基準については既に明確にしており、事業者にもご認識いただいていることから、改めて要項という形式をとる必要はないものと考えております。

#### ○塚本委員長

説明が終わりました。

本陳情につきまして、ご質疑、ご意見等がございましたら、ご発言願います。

#### ○南委員

この陳情の下のほうに理由というふうに書いてあるのですが、**「(株)空のはねの保育園は、建物の2カ所の出口とも私道に面しており、大変特殊な場所での開設が予定されています」**ということで、この私道の問題なのですが、品川区でこの間この空のはね保育園の周辺、立地、周辺状況、そういうものと同じような保育園があるのかどうか、あればこなのかを教えていただきたいと思いません。

それで、私道についての説明は今の中ではなかったのですが、改めて区がどういうふうに認識しているのか、これを伺いたいです。

陳情者の方は、とりわけこの私道について非常に危険だと、近隣の住民の皆さんも私も一度説明会に伺いましたけれども、自分の家を買うときに、もちろん前が私道なのですが、そこも含めて権利として持っている。保育園が開園されるに当たっては、私道のところも日常使うということになるので、大変心配をしておられました。その心配というのは理解できるところだというふうには私を感じてきたのです。

ですから、そういう私道については陳情に世田谷区は要項があるということで紹介されていたので、私もインターネットで見ましたら、私道に接している土地ということで、公道に出るまでの間、私道を避難路として使用する場合、児童が避難路として使用することについて、当該私道の所有者との覚書等を取り交わすことが可能な土地というふうには世田谷区のガイドラインには書かれているのです。そのとおりだなというふうに思っているのですが、こういうことについては、書面をもって対面で説明をしているというふうな説明だったので、この私道について、とりわけ私道のところを一つだけ取り上げるのですが、どういうふうに区として説明をしてこられたのか、世田谷区のような認識でいるだろうというふうには思っているのですが、それについてどうなっているのかを1点、とりわけ伺っておきたいと思えます。

#### ○大澤保育支援課長

私道に関しましては、これまで承諾書の取得に努めるように事業者に依頼してまいりました。事業者からは現在も承諾していただけるように個別に訪問している旨の報告を受けております。

先ほどご紹介いたしました保育所を開設するにあたってという事業者への書面については、私道の持ち主に文書で許可を得る必要があるというふうに明記して説明をしているところです。

#### ○南委員

そういう点で説明もしていると、事業者はそれについてどのような対応をこの間にしているのか。それについて教えてください。

#### ○大澤保育支援課長

事業者としては近隣を回って承諾を得るように努力をして、現在のところ、最低限必要な範囲については承諾を得ております。しかしながら、それ以外の部分についても承諾を得よう区としては依頼し

ておりますので、事業者のほうは今努力をしているというふうに報告を受けております。

#### ○南委員

ここは確か、一つの面が品川区の管理する土地だったか、公園になっていますよね。そして、北と南だと思うのですけれども、そこが私道だということで、もう一方の側は集合住宅と隣接をしているということで、非常に今までにないような地形にあるということで大変心配しておられるわけですが、この点、こういう形で似たような地形のところに開設された保育所があるのかどうかを聞いたのですけれども、その点についてはどうだったでしょうか。答弁がなかったと思うので伺っておきたいと思いません。

#### ○大澤保育支援課長

一方が公園で、もう一方は区の土地になっています。その片方が私道でございまして、そちらに公園から5mに満たないぐらい私道を通して保育園の出入口があるというような設計になっています。

私道を避難経路として設定している園はほかにもございまして、そのときにも承諾書をとっていただいています。

#### ○南委員

私が先ほど説明したようなこういう地形、隣がこうなっているという、そういうところで、同じような状況で保育園をつくっているところが、あるという認識でいいのでしょうか。

#### ○大澤保育支援課長

同じようなというのは、公園があつて、私道があつてという意味ではございません。避難経路として私道を使用しているところはあります。

#### ○南委員

それで、最低限のところは許可を取っているというふうなお話なのですけれども、やはり保育園の性質上、隣近所の住民の皆さんは全面的にはなから嫌だ、つくるなという立場にはないと思うのです。ですから、品川区の子どもが遊ぶ、そういう保育施設に対して、やはり一定の理解というのがあると思うのです。

そういう点で許可をしているということは、良心的な住民の方々に支えられて保育園がつくられるだろうというふうに私は思っているのですけれども、そういう状況の中で、やはりこれだけの規模、定員が聞くとところによると76人、それは話し合いの中で減らされてというふうになってきているようですが、図面なども、平面図等を見ると、園庭もない、それから遊戯室も、年齢別の保育室はあっても、遊戯室が園の中にはない。そういう3階建ての非常に狭隘な保育園にならざるを得ない。

1階が0歳でしょうか、2階が廊下もなく、1・2歳の部屋と3歳児の部屋、3階が4歳と5歳ということで、非常に間取りを見ても、本当にスペース的な余裕がほとんど見られない、見当たらないと、そういう状況の中でこれだけの狭い敷地に62人と、人数は減ったけれども、保育園が建てられるということについては、やはり住民の皆さんが非常に心配をして、もう少し定数を減らしてもらえないかと。50人以下を要望するというふうにここに書いてあるわけですが、そういう声について区としてはどういうふうにとめているのか、私はこの地域の皆さんのこの思いというのは、それはそれで一定理解できる場所だなというふうに図面を見させていただいて改めて感じたのです。

したがって、園庭もない、遊戯室もない、廊下もなく、年齢ごとの保育室が配置されている、しかもあの周辺は私道である、こういう保育園について品川区としてももう少しきちんとした形で保育園のあり方というところの考え方を、待機児童が少ない中で保育園ができることは私もそれは受けとめていき

たいとは思ってはいますけれども、つくるのであれば、やはりお隣、ご近所から理解される、そしてきちんとしたいろいろな条件が備わっている、そういう保育園をつくっていくべきだというふうに思っているのですけれども、そういう点で区の見解はどうなのか、改めてそこは伺っておきたいと思います。

#### ○大澤保育支援課長

保育園と近隣との関係でございますが、委員がおっしゃるとおりでございます、私道の問題だけでなく、全てのことについてやはり理解していただかないと運営上困ったこととなりますので、それはもちろん事業者のほうに区からも強く働きかけているところです。

定員につきましては、当初計画の76名から14名削減し、62名としているところです。また、緩和措置として、開設から2年間は4・5歳児の受け入れはせずに、0歳から3歳児のみの40名定員で開設する旨の提案を受けているところです。

面積につきましては、定員を減らしたこともありまして、むしろ保育室としてはほかの園と比べて余裕が生まれております。

区といたしましては、保育事業者が近隣要望を勘案して定員削減をしたこと、また一方で、区は集団保育の重要性や入園を希望される区民の方が多数いることから、認可保育所の定員は60名を基本としておりますので、事業者に対してこれ以上の定員削減を申請することは今の時点では考えておりません。ただし、地域のご要望を鑑みまして、保育事業者からさらなる定員削減の申し出がありました場合は、提案を受け入れる準備はございます。

#### ○南委員

もう一つ、廊下のないようなそういう配置、ここについてはやはり問題があるのではないかなというふうに思うのです。定員を62人にしたことによって、他園と比べて余裕があると、どこの部分をとって余裕があるかというのはちょっと紹介がなかったのでわからないのですが、全体の敷地、保育室の面積の関係で言っているのかなというふうに理解して聞いてはいたのですけれども、やはり2階の平面図を見ると、南のほうに1歳児室があり、そこで1歳児が12名定員、その隣のほとんど二つに分かれていて、北側のほうが2・3歳児室と、これはクラス別の保育がどこまでどういうふうにするのかというのが全然これだとわからないのです。あと階段をとってトイレがあるぐらいで、全然出入りのところについて非常に保育室を抜けていけないといけないみたいな、そういう感じで読みとれる平面図になっているのですけれども、やはりこれというのは余り適切ではないのではないかなと私は感じています。課長はこういう平面図をご覧になってどのように考えているのか、そこは教えていただきたいと思っています。

それから、当面2年間は40名でいくということで、それで品川区の基準が60名定員というふうなことなのですから、これはやはり園とか、その地域の状況とか、立地条件とか、そういうことを勘案して、60名というところにこだわる必要はないのではないかなと思うのですけれども、60名としている、その根拠というのはどういうことなのか、改めて伺いたいです。

#### ○大澤保育支援課長

定員を2割近く削減しておりますので、保育室に余裕があるということです。また、認可の平面図に関しましては、認可基準に則していれば、区としてその平面図がいけない等というような権限はございませんし、特にこの園がほかと比べて著しく劣っている配置図になっているというふうには認識してございません。

定員の60名に関しましては、小学校へのなめらかな接続ということも考え、特に年長、年中児に関

しまして、やはり少なくとも10名の集団があることが小学校に入る際にも必要であろうという考えから従前から60名定員を事業者に守っていただいているところでございます。しかしながら、先ほど申し上げましたように地域要望がございますので、事業者のほうから60名以下にしたいという申し出があれば、それは受ける準備はございます。

#### ○南委員

やはり保育室がほかの園と比べて余裕があるという点については、このレイアウトを見たときに、私はそれだけで判断、よし、というふうにはならないと思っていますので、その辺のご意見がなかったのでも改めて伺いたいと思います。

それと、60名定員については事業者からのということなのですけれども、やはり確かなにめらかな接続ということ是不必要だというつもりは全くありませんけれども、しかしそういうことをもっていいというふうにはならないですし、やはりきちんとした地域の理解、保育園というのは地域の理解がないと成り立っていかない事業でもあるのです。閉鎖的に園の中に入って、その中で保育が行われれば済む問題ではないわけですし、日常茶飯、ご近所の方々との理解、声も含めてですね、理解がないと成り立っていかない事業なのです。それはさっきも申し上げたとおりなのですけれども、やはりご近所の方々のいろいろなご意見、ご要望というのを勘案して事業運営をしていくということが一定程度の期間、ここで保育を行っていく大前提になるというふうに思いますので、そういう点ではやはり、きちんと区のほうからも一定の指導をする必要があると思います。

そちらから申し出たらということだけではなくて、地域の皆さんのご意見、ご要望を受けとめた形で区として健全な保育を進めていくというところの意見を事業者にお伝えいただくということがとりわけ必要なのではないかというふうに思うので、最後にそこだけ伺って、とりあえずこの関係での質問は、今は終わりにしたいと思います。

#### ○塚本委員長

南委員、今のほかの保育室に比べて余裕があるという答弁があって、特にほかの園と比べて特段の問題がないということですが、そのことではなくて、保育室のつくりというのは、どういうことかももう一度。

#### ○南委員

さっきも申し上げているのですけれども、2階のところを例に挙げて言いました。1歳児室の平米数が有効面積として59.35㎡、そして2歳児、3歳児が同じ平面図のところには2歳児、3歳児となっていて、有効面積が58.24㎡で、ほぼ2階の面積の半分を分割して1歳児、2・3歳児となっているのです。ここには廊下がないのです、廊下が。ですから、それぞれ出入りをするときに、それぞれの保育室を歩いていけないといけません。とりわけ、よくわからないのですけれども、階段室のほうに行くとしたら、廊下がないために2歳・3歳児は1歳児の部屋を通らないと抜けられない。そういう配置でいいのかということ聞きながら、保育室が基準に合うとは、言えないのではないのかということをお願いいたします。

#### ○塚本委員長

動線ということですか。

#### ○南委員

そうです。

#### ○塚本委員長



わかりました。ご答弁をお願いします。

#### ○大澤保育支援課長

認可保育園の部屋の配置につきましては、認可基準に沿っていけば、それ以上区として直して欲しいという指導はなかなかできないことになっています。

定員についてですけれども、先ほども申しあげましたように、76名定員だったのを近隣の方のご要望で事業者が一定削減しておりますので、それについては区としての立場もございますので、これ以上は区として要請しないという状況でございます。

#### ○南委員

直して欲しいという指導はできないというご答弁でしたけれども、やはり私は異年齢保育をすることもその状況によっては必要な場面もあると思います。しかし、年齢別の保育もきちんとすべきだと思っていますので、そういう点でその保育に差し障りのないような、そういう構成、部屋の配置をするべきだというふうに思うのです。指導として、それが必要だと思うのです。そういう点で何回も繰り返しこの問題について質問をしているわけですが、必要ないというふうな、そういう考え方というのはいかなものかということで、私はぜひそこは考えていただいて、保育の内容についてきちんと大事にしていただげる、そういう立場で指導をしていただきたいと思っております。答弁が同じであれば、それはそれでいいですけども。

#### ○塚本委員長

とりあえず今はここで、南委員。

#### ○南委員

はい。

#### ○塚本委員長

ほかにご発言はございますか。

#### ○飯沼委員

この陳情、今日、ちょっと地図ぐらい説明のときにつけていただきたかったなと思います。私は現地を見てきましたけれども、現地を見ると見ないのでは、この陳情の中身を理解するというのがすごく違ってくると思うのです。この陳情自体が保育園を住宅街につくらないでほしいといった陳情ではないのです。保育園を迷惑施設として訴えているものでもないのです。ここを間違えないでほしいのです。

私は現場を見て、どうしてこの地域に保育園をつくろうと事業者を選んだのか、大いなる疑問を抱きました。区がどうして早い段階でこの計画をとめるような助言ができなかったのか、私は最初の入り口のところがきちんとできなかったために、こうやって地域の住民の方と保育事業者のトラブルといったらいいのですかね、住民の方にとっては青天の霹靂というか、降って湧いた災難というか、本当に知らないままにどんどん進められ、気がついたときに意見を言っても、どこも取り上げてくれなかったという、去年の12月からの訴えを私は聞いたので、やはり最初の段階でどうして手が打てなかったのか。

私は認可保育園であろうと認証保育園であろうと、認可外保育園であろうと、品川区の子どもを保育する施設をつくる段階で、区がやはりそこに大きく保育の責任を持って指導すべきだと思います。これが最初の段階でできなかったのが大きなこの問題、私は、これを大問題だと思っているのです。ですから、これはあちらこちらで結構保育園はうるさいから嫌だなという声上がる、それと同等に捉えたら申しわけないなと、絶対違うと思っています。

地図があったらわかるのですけれども、とにかく建物の2カ所に出入口があって避難路となっていま

すが、1本は2項道路の私道です。裏側が法定外公共物と書いてあるのですね。これもすごく狭くて、多分ふたかけかなんかなのでしょうか。ここの道路もとっても狭い。片方の裏のほうは結局自転車置き場等があるわけですが、この狭い狭い地域に最初は76名の子どもと送迎する保護者の方々がついて、職員の方も何十名もいる、だから100名近くの方が今まで普通の家屋というか、会社ですかね、あったところに、突然3階建てで、100名以上の人が出入りをする公共の施設ができるということ、私ははっきり言って見に行くと唖然としたのですよ。どうしてこんなことが起こったのかなと。だから、やはりそのところを注目してこの問題を捉えるし、区はそのところを追及されているのだという自覚をしっかり持っていただきたいと思うのですよね。

私ははっきり申し上げて、保育園はつくってほしい、あちらこちらにつくってほしいというのはやまやまですけれども、ここの場所は適格地ではない、保育園にふさわしくない場所だなど、狭い道路のところをたくさんの子どもと保護者と職員が1日中往来して、住民の方々は極端に生活しにくく住みづらくなる、やはりこの認識を持って、この陳情を受けとめていかなくてはいけないと思っています。

私はここに保育園ができる、周辺の住民の方々にとっても、今後そこで生活をする子どもたちにとってもすごく不幸なことだと思っていますが、区としては、私は見に行くとびっくりしたのですが、いつ現場を見て、どのように感じたのでしょうかというのがまず最初の質問です。

そして、こういった事態は避けてほしいのですけれども、避けられなかったのでしょうか。その点をお伺いします。

#### ○大澤保育支援課長

保育園にふさわしいか、ふさわしくないかというのは、主観の問題だと思うのですが、区はとめられなかったのかというご質問につきましては、子ども・子育て支援制度上、とめられません。認可基準を満たしている申請が行われましたら、認可しなければいけない、東京都もそういうことになっておりますし、区市町村としても待機児童がいる以上、基本的な要件を満たしている限り提案を受け付けなければいけないということになっておりますので、それが全ての答えになります。

#### ○飯沼委員

そのところが多分違うのであろうなと思います。品川区も募集要項がありますよね。世田谷区と中野区の例が出ていましたけれども、その募集要項の一つひとつ、周辺住民に対する対応とか近隣とうまく物事を進めていく上でのことがきちんと書かれているのですよね。だから、入り口に入ってからだと法律に則っている、基準に合っているとありますけれども、その手前のところでやはり察知して、起こってはならないことを未然に防ぐという立場での指導が大事であったと私はこのケースからは学んでいるのです。だから、そういった意味では、品川区の今の募集要項にはない部分ですので、品川区はこうやって募集していますけれども、こういうところを配慮してください、相談に来てくださいというようなきちんとした基準とか要項がない品川区にとっては、そこをやはり補充してつくっていくべきであると思っています。

あくまでも民と民の問題だというよりも、品川区の責任であると重く受けとめていただきたいのですが、いかがでしょうか。

#### ○大澤保育支援課長

保育所整備に関しましては、品川区においてもきちんと責任を持って住民に説明していただきたいということは書面をもって、また対面でご説明をしているところです。

#### ○飯沼委員

多分書類には書いてあって、言っではいるのだと思いますが、実際に機能していなかったらば、役に立たないですよ。それを誰の責任にするのですか。区は責任がないと言えるのでしょうか。私はこれだけでなく、これから起こってくると思うのです。そういった面でやはり品川区の、保育に責任を持つ行政として、未然に問題を防いでいくという意味で、やはり区は今ある、今やっていることでは足りないのだという自覚を持っていただきたいというのが同じ質問になってしまうかもしれませんが、一つです。

あと、事業者が参入してきた後の手続、手順についてわかりやすく説明をしていただきたいのですが、この訴えの中で、住民の方は昨年12月15日まで全く知らされず、説明会があることも何かポストに紙が入っていたということなのですから、突然に知らされて、12月に説明会が始まったということなのです。ちょっとその手前のことを私は聞きたいと思いますが、区は一体この説明会までの間に何をしてきたのか。私が聞いている部分では、平成29年、昨年10月20日に区は都に対して事前協議書を提出している、そして11月20日には区から都に計画承認申請書というものが出されている。区民の皆さんは説明会も受けていない、何の話も聞いていないのに、区は都に対して既に事前協議書を提出したり、計画承認申請、この中で、近隣住民への説明、10月20日ですよ、区民の皆さん、全然住民の方が知らされていないときに、近隣住民への説明という調査書の中で、近隣住民に対して、保育所の設置にかかわる説明会等を実施するほか、近隣住民の理解を得る努力を適切に行っている、または行う予定と書いてあるのですよね。これ、事実と反していませんか。地域の方は何も知らないのに、区は既に事業者がこういうことをやっていますと都に提出をしている。こういったことで、住民が知らない間にどんどん進んでいる、これってないのではないのでしょうか。私はとんでもないことだと思うのですが、事業者参入のときの手続の手順と区がどうかかわってきたのか、今の部分を教えてください。

#### ○大澤保育支援課長

時系列で申し上げますと、9月の頭には保育園の開設について町会長のほうに事業者からお話をしていきます。同時期に、近隣住民の方に建設のお知らせを投函しています。11月になってから具体的に説明会開催について周知をしたところです。

#### ○飯沼委員

私が時系列的に言ったあたりで、住民の方が知らない間に区から都にいろいろ申請とか協議書が提出されているという問題は、事実と違うと思うのですが、この件に関してはどうでしょうか。

#### ○大澤保育支援課長

9月に建設のお知らせについては投函していますので、時期としてずれてはいないというふうに認識してございます。

#### ○飯沼委員

世田谷区とか中野区はただポストに手紙を入れるだけで済ませてはいけなと。これって当たり前ですよ。大事な要件だったら、きちんと対面で説明をする、説明会がありますよというのがないと。だって住民の方は知らなかったと言っているのですよ。何枚チラシが、どこの地域に入ったかわかりませんが、そうやってチラシを配布しましたというので、それで、これ、保育所の説明会を実施するほか、近隣住民の理解を得る努力を適切に行っている、または行う予定と、これで次の段階に行くのですかね。何か全然理解も得ていなければ、知らない人がいっぱいいる中で、次のステップに行ってしまうという、やはりこういう手続の間違い、こういうことが平気で行われていること自体が、こんなにもこじらせている。本来だったらスムーズに行くところも行かないのは当たり前ではないでしょうか。

課長、ちょっとこのところ、事実をきちんと把握しているのかどうか、これは住民の方が怒るのは当然だと私は思うのですけれども、いかがでしょうか。

**○大澤保育支援課長**

説明会と意見交換会については、それぞれ4回、3回と実施しておりますので、特に事実と反しているというふうに認識してはございません。

**○飯沼委員**

この4回の説明会というのは、多分一方的な説明、打ち切られたり、1月に入って行われた部分で、決裂していたりとか、そういう中身であるので、やはりそれをやったという実績にしてしまうというのはおかしいし、私が言っているのは、住民説明会前の区の手続なのですよ。区と都の間の手続、私はこれがなかったら話は進んでいなかったと思うのですよね。だから、住民のところの説明会がまずありきで、その後に手続が進むというのが当たり前だと思います。ここのかけ違いが私は大問題を生んでしまった大もとであると思うのです。私はこれを課長に認めていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

**○大澤保育支援課長**

申しわけありません、質問の意図がよくわからなかったのですけれども、説明会をする予定も含まれているはずなので、きちんと説明会をするという報告を受けて、説明会を実際に行っていますので、何をもちって違っているとされているのか、ちょっとよくわからないので、もう一度ご質問を頂戴したいと思います。

**○塚本委員長**

飯沼委員、ちょっとなかなか話がかみ合わないのでもう少し具体的に整理させていただくと、住民説明会というのは一応事業者としてはポスティングですとか町会長に説明を行ってきました。その後にいわゆる都と区の計画の提出というのがあったのだけれども、そのこと自体が問題なのではないかと、こういうことを言っているのですか。

**○飯沼委員**

そうです。すごくここは大事なところですよ。

**○塚本委員長**

それに対して、多分問題ないということを返答されているのだと思うので、それはそういうことで、次の質問に行っていただきたいと思います。

**○飯沼委員**

まず、説明会が先にありきではないでしょうか。予定ですよというところで、順調に進んでいますと区から都に報告が先に行っていること自体に問題があるのではないかと私は言っているのです。問題ではないですかね。やはり、ここのところで住民に説明がきちんとされる、話し合いがされていれば、違った部分もあるのではないのでしょうか。だから、手続上、ポストに入れました、説明会を予定しています、これでルールに則っているからいいのですよと進められていること自体に問題があるのではないのですかと言っているのです。私が言っていること、おかしいですか。

**○塚本委員長**

その質問は十分理解された上で問題ないと。

**○飯沼委員**

問題ないというのが課長の答弁ですよ。だから、私は問題だと思っているのです。

#### ○塚本委員長

そこはそこで、もう。

#### ○飯沼委員

認識の違いで済まされない。だから、起こらなくもいい事態を招いてしまうというのと、やはり保育園が地域にできるということを地域の方に歓迎してもらおうという立場から、当然理解をってもらうというところを一番大事にしないといけないと私は思っています。

あと、これは何回行ったり来たりしても同じなのですが、たびたび民と民の問題、契約だというところ自体が私は違うと思っています。区は責任を負う必要がある、区が動かなかったら誰が動くのですか。住民の方が直接オーナーとか事業者と何とかコンタクトをとりたいとこの間あたふたして何回も動いていらっしやいました。両者のことを一番よく知っているのは区ではないですか。やはり、区が動いていることこそ大事であると思っています。

あと、世田谷区と中野区の例も紹介されましたけれども、やはりトラブルを防いでいくために、物事をスムーズに進めていくためにという意味で基準をつくってほしいとか、住民への対応のあり方、あと事業者の要件なども明記してほしいというところがありますので、ぜひ進んでいるところの中身は取り入れて改善をしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

#### ○大澤保育支援課長

区のほうにも近隣の方から30回ほどにわたる電話等も受けておりますので、状況は把握しています。それに対して全て保育事業者のほうには伝えて検討をしていただくように対応しているところです。もちろん事業者に対しては電話やメールだけではなく、私自身も10月までの間に6回にわたり事業者の代表と会って検討を依頼しているところですので、民と民の問題だということで区が入らないということではないです。

多分民と民という言葉が出てきたのは、ご要望の内容によっては区の権限の範囲を超えてしまうために対応できないということについての説明や、保育事業者に何かを義務づけるにはどうしたらよいかというご質問に対し、認可基準以外の点について最終的には区としては強制力がないという回答をせざるを得なかったということがございますので、それをもって区が指導に入らなかったとか、調整しなかったというふうには認識してはしません。

要望を受けたときに、事業者の検討結果がなかなか要望に沿ったものにならないと、区が指導していないように見えてしまう部分というのはどうしてもあると思うのですが、そうではなくて、事業者には先ほども申し上げたように、電話でも、会ってでも繰り返し働きかけはしています。ただ、何度も申し上げますけれども、認可の基準に適合している以上、区として何ら強制力はないということです。

#### ○飯沼委員

強制力がないからといってできないわけではなくて、強制力を持たなくても、三者の話し合いを地道に続けていく。合意のもとで行われる、事業者と住民の方をつなぐために区がしっかりと入って、三者の話し合いを続けていく、やはりこういうところをしっかりとお約束をしていただくことで住民の方がこれから本当に一緒にやっていくという立場に立てるのだと思うのですね。その辺はいかがでしょうか。

#### ○大澤保育支援課長

繰り返しになりますが、要望については、今までも事業者に検討を促してまいりましたし、今後もそれは続けてまいります。

#### ○飯沼委員

よその優れた部分は品川区の要項にも取り入れてほしいということに対してぜひお答えをしていただきたいのと、あと最後に定員のことなのですけれども、私は60人にこだわる必要はないと思います。でも、ここに書かれている50人が適切かどうかという判断材料はちょっと持っていません。でも、これについても、やはりこの場所にとっていろいろなことを鑑みて、人数がどうなのかというのをきちんと話し合いでしていただきたい。世田谷区の場合は45人以上と書いてあるのですね。0歳から1・2歳までは20人以上、でも、広げた場合は、45人以上は確保できる面積、建物にしてほしい。だから、きちんとした基準はないので、工夫によっていろいろ考えられるということで、人数についてもしっかりと話し合いをして、いい方法を編み出していきたいなと思いますが、2点。

#### ○大澤保育支援課長

定員についてでございますけれども、60名に関して区にこだわりはあります。あくまで集団保育についての重要性を考えてきましたので、保育の質を確保するためにこだわりはありますが、先ほども申し上げたように、近隣要望を鑑みて、今回は定員を下げるといふ提案があれば受け入れる準備がございます。

他区の事例でございますけれども、全く同じことを要項という形ではなくて、区としても明確に事業者にも示してございます。ただ、他区の先行事例でよいところがあれば、それを受け入れる準備はもちろんございますし、今後は認可そのものを区が認可をすることに、4年たつとそうやってきますので、そういうときにはさまざまな事例を研究して、よりよい認可の基準をつくっていきたいということで準備にかかろうとしているところでございます。

#### ○塚本委員長

ほかにご発言はございますか。

#### ○渡部委員

お話を聞いて、ある程度区がやらなければならないことはしっかりやっているのかなと思います。当然地域の方々のさまざまな声に対して、区が動いていなかったりしたら、それは問題なのでしょうけれども、そこは丁寧になさっていただいていたのかなという気がしますし、事業者のほうにもそれは行っていたのかなというのは今の説明であらわかりました。ちょっとその原点に戻って考えると、そこで何か事業をしようと思ったときに、行政に話が入る、入らないというのは別として、例えばある程度お隣とかには、ここはこういうふうにしようと思っているというような話というのは、現実問題としてあったのか、なかったのか気になるところです。ただ説明をすとか、地域に対して何をやるというのは、アイデアが無い状態でできるかといったら、なかなかできないです。いろいろな話を聞いていまして、説明会があるというときは、こういうことになります、こういうふうにやろうと思っておりますというのが固まってこないとできないので、そういうものなのではないかなというふうに思うのです。

基本的に今お話を聞いていて、議員も参加して勉強会にも出ていたということなのですけれども、そもそも何か法令違反があったりとか、何か基準が満たされていなかったりというのがあったわけではないということでもよいのかという確認を一つと、例えば今出入りがというような話も書かれていてという中で、私道というのがありました。私道に対しても指導をなさっているということで、特段通園に対して問題はないけれども、なるべく全員の方の承諾をとってくださいというような努力をされているということでもすけれども、通園に支障がないという確認をとれていれば、そういうところもクリアされているのかなと思うので、クリアされていない大きな問題というのは見えないのですけれども、何なのでしょう。ちょっと漠然とした聞き方かもしれませんが。

### ○大澤保育支援課長

まず、法律に違反したり、認可の基準を満たしていないことはないです。

それから、私道への通園ですけれども、私道を使わずに公園側から5m程度のところだけを使って通園するように誘導員を立てて、事業者としては守っていくというふうに聞いています。

解決していないテーマとしてここにあるのは、定員のことだと思います。休日保育については、事業者のほうを実施せずに開設するというふうに言っています。私道の通行承諾についても、今現在も個別に訪問してお願いしているということも聞いております。近隣への騒音対策については、全て二重サッシにして、運営上も窓の開ける時間を限定するなど、対策を講じるということも聞いております。

また、合意書についても、町会のほうと合意書を締結したいということで、それは町会長からも、事業者から相談を受けている旨聞いておりますので、最終的には今定員のところかなというふうに私は認識しています。

### ○渡部委員

行政が中に入るという話ではなくて、しっかりと助言をいただいてということにはなさっているわけですから、今まで文教委員会の中で結構さまざま入ってくるたびに、いろいろな問題点というのは当然あって、多分保育園等ができていくためには、1年間のうちに何回かこの話というのはあるのかななどという気はするのですけれども、今までもそうだったのですけれども、基準に則っていて、区がやるべきことをやっていて、あとは当然事業者と地域の方々の話し合いで解決していくしかないですけれども、保育園に限らず何だってそうなのかなというふうに感じているのです。そのような中でしっかりやられているわけですし、定員を下げる、下げないというのは当然経営的な判断もありましょうし、確かにあそここの場所を見て、私もどうやって通うのかなと思いました。例えば自転車なんかで行った場合、丸萬の横に入っていきのもつらいし、りんきの横も入れないしなんていうのもちょっと思って、ただあそこは公園があるから公園の側から誘導していけば問題はないのだろうなとも思っていました。一つひとつしっかり解決できる道はまだかなりあるのかなと思って聞いていたところですので、しっかり行政が入るというよりも、事業者のほうとある程度地域の方々と話し合ってスムーズに進めていただければというふうな思いで聞かせていただきました。答弁は結構です。

### ○石田（し）委員

先ほどの渡部委員のお話の中で、基本的にいわゆる手続等々には特に不備がないといった中で、住民の方たちの思いというのはここに書かれていて、区もできる限り調整役というか、間に入って、結論、一定の住民の方からのご要望というのは運営事業者ものんできたのかなというのが今までの質疑等も含めての流れなのかなというふうに理解をしています。

1点、いわゆるこの場所に保育園ができるのはどうなのかというような話が質疑の中であったのですが、近くに別の保育園がたしかあるのです。そこは特段問題がないのか、要はそのエリアだから保育園ができるのはどうなのかというようなことが質疑の中であったので、そこをまず確認させてください。

### ○大澤保育支援課長

すぐ近くに認証保育所がございますけれども、今入園をご希望される方も多いので、特にそこで問題が起きるとは思っておりません。今保育園は望まれていますので、一番近いところでは、同じ建物の上と下で保育園をつくったり、隣でつくったりというようなケースもあり、それでも入園の方はいらっしやいますので、特にそこで問題があるというふうには認識しておりません。

### ○石田（し）委員

そこの保育所が、これができて問題があるというのではなく、そのエリアにいわゆる保育園ができるのは好ましくないというような質疑があったと思うのです。なので、その近くに実際にある保育園が何かその地域にあって、今までこの地域にあるから問題だというのがあったのかどうかというのを確認したいので、そこを改めてお答えください。

#### ○大澤保育支援課長

地域的には何も問題ございません。

#### ○石田（し）委員

なかなかほかのところでも保育園ができるときには、いわゆる住民の方たちと運営事業者とのさまざまな話し合いをされていて、実際五反田でもいわゆる中止になってしまった事例というのがあるわけです。もちろん住民の方の理解、先ほどからいろいろな方が住民の理解が必要だというのは、我々も同じ考えですけれども、ただ、いわゆる不備がない中で、住民の方の声もできる限り聞いて、何とかお互いの折り合いをつけるところをどこかで持たないと、それこそ保育事業者、運営サイドも運営サイドの思いがありますし、どうしてもそうせざるを得ない部分というのもあるのでしょうか、一方で、住民の方たちも住民の方たちの思いがあるので、そこはなかなか折り合い点というのがどこなのか難しいと思うのですけれども、唯一我々として行政サイドに言えるとすれば、お互いできる限りお話はしっかり聞いていただいて、双方の間に入って、もちろん権限がないことに関してはなかなか難しいとは思いますが、できる限りお互いのところに寄り添って解決策というのを導いていただければなというふうに思いますし、今回の陳情の内容に関しては、区としてできる限りそれを今回はやってきたのかなというように感じています。これは意見ですが、我々としてはそういう認識であります。

#### ○塚本委員長

ほかにご質疑等ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○塚本委員長

ほかにご発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

それでは、本陳情の取り扱いについて、ご意見を伺いたいと思います。

継続にする、あるいは結論を出す、どちらかご発言願います。

また、結論を出すのであれば、その結論についてもご発言ください。

それでは、自民党・子ども未来からお願いします。

#### ○渡部委員

結論を出して、態度については不採択です。

先ほどお話しさせていただいたように、しっかり話を区としてもなさっていますし、事業者と住民の方々がさまざま、まだこれから少しお話し合いがあるのかなと思うのですが、区としては十分やるべきことはやっていると思います。

#### ○つる委員

結論を出すで不採択です。

質疑も伺いました。それで、この地域性というところでも、石田しんご委員から確認があって、やはり再三申しあげるのですけれども、形として最終的にそこに保育園ができたときに、子どもたちというのは、すごく心が敏感で、保育していただいている保育士とか周りの方とかの言動というのは、子どもの発達にとって非常にセンシティブで影響が大きいのかなというのを私自身は懸念しています。そうい



う意味では、再三今質疑の中にありましたけれども、やはりきちんと最初の段階で事業者等も含めて、近隣の方とのコミュニケーションとか、そうしたところをきちんとまずは何においてもやる必要があるのだらうなと思います。今回のこともおそらくそうしたところが大きい課題としてあったのではないのかなと、資料等を拝見させていただいて感じたところです。

ただ、さっき態度を申し上げたとおり、待機児童の解消というのは非常に大事でありますし、またまさに目と鼻の先という表現が正しいのかどうかかわからないのですが、同じく子どもを育てていただいている施設が近くにあるという中では、何も子どもたちに色があるわけではないですし、しっかりと地域で子どもたちを見守っていただくという、その地域性をやはり、ある意味で今回のこうしたことをきっかけにして、地域の中でも調整をしていただきたいなとすごく思います。

ですので、そういう意味では、引き続き区としても確かに民と民等いろいろ制度上の課題はあるにしても、できるところにしっかりと区としても支援ないし、調整ないし、さまざまな手を差し伸べて、事業者ないし近隣の方々双方にとって、やはり一番大事な子どもたちにとって最高の保育環境となるような方向性で進めていただきたい、そういう思いも含め、この陳情については不採択です。

#### ○南委員

結論を出すで、採択です。

意見を言わせていただきます。とにかく狭い場所にたくさんの方が集まってくる施設が入ることにおいては、私たちは手続き上に不備があったと捉えています。区の立場がかなめになっていくと思います。保育園施設を迷惑施設にしてはならないし、保育する責任があるのは区ですから、やはり今後基準などもつくって、責任を果たしていくということが大事であると思っています。地域から大事にされる保育園であってほしいし、地域の住民の方々の生活も守る、この指導が大事であって、私たちは区にこういった面で今後大いに期待をしていきたいと思っています。ですから、この陳情に対しては採択を主張します。

#### ○石田（し）委員

結論を出すで、態度としては不採択です。

理由は、先ほど意見を述べさせていただいたとおりであります。ただし、区としてしっかりと事業者、また住民の、地域の方たちの声を聞いていただき、できる限りいわゆる間に入って調整というのは引き続きしていただきたいというのはありますので、ここは見させていただきます。態度としては不採択ということでお願いします。

#### ○高橋（し）委員

結論を出す。態度としては不採択ということです。

今多くの議論を伺って、またこの陳情を出された方々のお考えも読ませていただきました。今区側の、事業者に対する姿勢として、事業者のほうとつないで説明をしている、あるいは住民の方のお話をつないでいるなど対応していて、今後も要望をつないでいくというお話もありました。ほかの地域でも同じような形で地域の方々とのこういった話し合いの中で、なかなか解決を迎えていないところを区のほうでいろいろ努力をされて、現在は周囲の地域の方ともうまく保育園が運営されていると聞いています。そういった形に向かうように現状までの対応を今後も続けるとありましたので、つないでいていただきたいと思います。

#### ○塚本委員長

それでは、本陳情については、結論を出すのご意見でまとまったようでございますので、そのよう

な取り扱いでよろしいでしょうか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

#### ○塚本委員長

それでは、平成30年陳情第19号、「(仮称)空のはねこども園はたのだい」(旗の台2丁目)の事業者指導等を求める陳情を採決いたします。

本件は挙手により採決を行います。

本件を採択することに賛成の方は挙手を願います。

[賛成者挙手]

#### ○塚本委員長

賛成少数でございます。

よって、本件は不採択と決定いたしました。

以上で、請願・陳情審査を終了いたします。

---

### 3 報告事項

専決処分の報告について(報告第20号)

#### ○塚本委員長

次に、予定表3、報告事項を行います。

専決処分の報告について(報告第20号)を議題に供します。

本件につきまして、理事者より説明願います。

#### ○大関教育総合支援センター長

それでは、私から報告第20号、損害賠償額の決定に関する専決処分の報告についてご説明申し上げます。

こちらの専決処分でございますが、地方自治法第180条第1項の規定による議会の指定議決に基づき、車両同士の接触事故に伴う損害賠償額の決定につきまして、平成30年9月3日に専決処分を行いましたので、同条第2項の規定に基づき報告をさせていただきます。

事故の概要でございますが、平成30年3月26日に教育総合支援センターの職員が運転する庁有車が、国道第一京浜から交差点を右折して浜川小学校、浜川公園方面に向かって走行していた際に、右手の一方通行道路より交差点に進入してきた車両、品川郵便局の車両でございますが、こちらと衝突いたしました。教育総合支援センターの庁有車が走行していた変更車線には、停車中の車両があったため、見通しが悪く、双方ともブレーキを踏んで減速しましたが、間に合わずに先方車両の左側前部の部分と当方車両の右側前部の部分が接触いたしました。

今回の事故の損害賠償額は区側が1万9,472円、相手側が11万1,893円となりました。なお、責任割合につきましては、区側の過失が20%、相手側の過失が80%ということで、相殺方式により区側の実質的な支払額は生じず、相手側の相殺後の支払額9万2,421円が歳入されることとなりました。今後このような事故が起こらないよう教育総合支援センターでは車両の運転に関する注意を促しまして、安全管理を徹底するよう指導してまいります。誠に申しわけございませんでした。

#### ○塚本委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等ございましたら、ご発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○塚本委員長

ご発言がないようですので、以上で本件および報告事項を終了いたします。

---

4 その他

○塚本委員長

次に、予定表4、その他を行います。

まず、本定例会の一般質問に係る所管質問ですが、今定例会の一般質問中、文教委員会にかかわる項目について、所管質問をなさりたい委員がいらっしゃいましたら、その基礎となる一般質問の項目とそれに関する質問内容をこの場でお願いいたします。

なお、本会議での質問の繰り返しにならないようお願いいたします。

また明日、この委員会で理事者からご答弁をいただき、申し出た委員以外の方にも議論に加わっていただくという形で進めていきたいと思っております。

それでは、所管質問がございましたら、ご発言願います。

○飯沼委員

藤原正則議員の待機児童対策についての質問で、新規開設で実質ゼロが今後も継続されるというご答弁をいただいたので、この中身をもう少しわかりやすく知りたいと思っているのが1点です。

あと、同じく藤原議員の大井町の再開発に絡んで、300人規模の保育園についての質問がありました。5年という存続を見据えて考えていて、心配ないというご答弁をいただいたのですが、その行方がどういうことなのか、もう少しお伺いしたいなと思っております。

あと、南恵子議員の認可保育園増設で「待機児ゼロ」をの質問に対して、待機児童はゼロになると言ったご答弁をここでもいただいているのですが、642人が入れない、そこで今年も一応待機児童が19人いたわけで、来年もそういった意味では区が言う待機児童もいるはずなのですが、その数字があるにもかかわらず、ゼロであると言い切ってしまうのでしょうか。1人でも出してはいけないと思っておりますが、そのあたりで待機児童ゼロと言われている計算式のところ、何がどう取り除かれて、認可保育園の待機児童がなくなっているのかというあたりをもう少し詳しくお聞きしたいと思います。

○塚本委員長

それでは、飯沼委員から藤原議員と南議員の待機児童ゼロの見通しとなぜゼロなのかという根拠について。

また、ひろまち保育園の今後ということで、昨日、本会議でもご答弁があったとは思いますが、つけ加えて詳細なところで何か情報があればということかと思っております。それをお聞きしたいということでございますので、明日の委員会で理事者のご答弁をいただきたいと思います。

その他で何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○塚本委員長

では、以上で、本日の予定は全て終了いたしました。

明日も午前10時からの開会でございます。

これもちまして、文教委員会を閉会いたします。

○午後3時22分閉会